

外国籍の子どもの教育への権利と教育法制（その6・完）

——国際人権法の視点から教育基本法「改正」問題を振り返る——

戸 塚 悦 朗

（その1）¹目次

- I. はじめに
- II. 外国籍の子どもの教育への権利

（その2）²目次

- III-1-1. 学校教育法上の就学行政事務と就学義務
- III-2. 国内法制度と憲法
- III-3. 国際人権法による権利保障
- III-4. 日本法は「誰のための教育」を保障するのか？
- III-5. 行政による実質的な「立法」は許されるのか？
- III-6. 国内法制度是正の必要性和そのための政策

（その3）³目次

- IV-1. 問題の所在
- IV-2. 一般国際法に関する検討のまとめ

（その4）⁴目次

-
- 1 戸塚悦朗「外国籍の子どもの教育への権利と教育法制（その1）国際人権法の視点から教育基本法「改正」問題を振り返る」龍谷法学40巻1号（2007年）、38-71頁。
 - 2 戸塚悦朗「外国籍の子どもの教育への権利と教育法制（その2）国際人権法の視点から教育基本法「改正」問題を振り返る」龍谷法学43巻2号（2010年）、168-197頁。
 - 3 戸塚悦朗「外国籍の子どもの教育への権利と教育法制（その3）国際人権法の視点から教育基本法「改正」問題を振り返る」龍谷法学43巻3号（2010年）、178-210頁。
 - 4 戸塚悦朗「外国籍の子どもの教育への権利と教育法制（その4）国際人権法の視点から教育基本法「改正」問題を振り返る」龍谷法学43巻4号（2010年）、197-231頁。

V. 国際人権法と就学義務

V-1. 国際法の発達と日本の国際化の遅れ

V-2. 対応は可能か？

（その5）⁵目次

VI. 比較法の視点からみた就学義務

VI-1. 英国

VI-2. フィンランド

（その1）では、主として、外国籍の子どもの教育への権利が行政実務上どのように取扱われているのかを見た。（その2）では、これに関連する日本の教育法制を分析した。（その3）では、これについて、主として一般国際法の視点から分析した。（その4）では、国際人権法の不遵守現象がなぜ起きてきているのかを問い、世界人権宣言以下の国際人権法がなぜ日本に導入されてこなかったのかについて論述している。（その5）では、英国とフィンランドを事例として、比較法的な観点から、外国籍の子どもの義務教育への権利が諸外国ではどのように実現しているのかを見た。本論文（その6・完）は、（その1）、（その2）、（その3）、（その4）及び（その5）の続編であり、完結編である。原則として2006年教育基本法改正前の状況を前提にしている。ここでは、世界人権宣言以下の国際人権法の発展がどのように外国籍の子どもの義務教育への権利を保障するようになったかを概観し、比較法的な観点からヒントを得て、近未来及び100年後を見据えて、日本が国際人権法をどのように実現することができるかについて提言する⁶。

5 戸塚悦朗「外国籍の子どもの教育への権利と教育法制（その5）国際人権法の視点から教育基本法「改正」問題を振り返る」龍谷法学44巻1号（2011年）、92-141頁。

6 （その1）でも述べたとおり、本論文はすべて上記した法「改正」過程である2006年中の状況を基礎に執筆された。本論文で「教育基本法」という場合は、2006年法「改正」前の教育基本法を指しているほか、関連法規と行政実務につい

Ⅶ. 国際人権法の発展と日本教育法改革の必要性

Ⅶ-1. 一般国際法原則と国際人権法の関係

(その3) で検討したとおり、戦前から戦後にかけて、横田喜三郎教授及び同様の学説をとる国際法学者は、外国人には兵役の義務と同様、教育への義務を課することができないとしてきた。筆者の研究では、これが、一般国際法として確立した原則だったかどうかは確認できなかった。しかし、仮に、一般国際法上の原則がそのようなものだったとしても、以下に列挙するように、戦後国連によって採択された国際人権条約が発効し、日本国によっても締結されてきたことから、法的には状況が変わった。

第1に、「特別法は一般法に優先する」⁷という、一般法と特別法の関係がある。仮に、横田教授らが主張するような一般国際法の定めがあったとしても、外国籍の子どもの義務教育への権利に関して、人権に関する特別の定めがある場合は、一般国際法の定めより特別の国際人権法の定めの方が優先する。

第2に、「後法は前法を廃す」⁸の法諺にしたがい、前法である一般国際法に対して、後法である国際人権条約が優先する。外国人にも義務教育を課すとする国際人権法の制定（社会権規約・自由権規約は1966年制定）、批准（1979年）は、最近のことである。以下述べる通り、横田説より後のことであるから、以前に教育への義務を外国人に課してはならないという戦前からの国際法原則（前法）があったにせよ、国際人権法（後法）によって廃止されたと考えて良い。

て触れている場合も当時の法令と実務を指しているのです、その点に留意されたい。

7 我妻栄（編集代表）『新版法律学辞典』有斐閣、1967年、33-34頁。

8 “Lex posterior derogat legi priori.”、同書『新版法律学辞典』、378頁。

Ⅶ-2. 国際人権法の制定の歴史

そこで、特別法である国際人権法が、同時に後法である歴史的事実を証明する必要がある。

（その4）で検討したとおり、1945年6月26日国連憲章の制定以後、国際社会は国際法によって人権を保障する行動に着手した。

他方、1947年5月3日施行された日本国憲法（1946年11月3日公布）98条2項は、「日本国が締結した国際条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。」と定めた。この定めにより、第1に、締結された条約は、国内法に編入され、裁判上の法規範となる。第2に、法律は、締結済みの国際条約より下位にあるので、条約に違反する法律は無効となる。

Ⅶ-2-1. 世界人権宣言：「すべて人」のための教育への権利の承認

1948年12月10日国際連合総会が世界人権宣言を採択した。国連は、宣言が定めた原則を条約によって実施しようと行動し続け、その後の国際人権法の発展に努めた。ところが、国際人権法にかかわる諸条約を日本が締結し、これらが日本法に編入されるようになる過程で、宣言が定めた原則に従って、法的に大転換が起きていたにもかかわらず、以下の重要な点が見過ごされてしまった。

世界人権宣言第26条第2項は、教育の目的を定め、「人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。…」と規定した。それとともに、その第1項は、「すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならない。また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。」と定めた。

同条は、教育への権利を持つ主体を「国民」に限定せず、「すべて人」とした。宣言は、「国民」のみならず、外国人を含むインクルーシブな教育を保障することをすべての国に求めたのである。

宣言第2条1項も、「すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。」と定め、「すべて人」に対する、「国民的・出身」など「いかなる事由」による差別も禁止した。ここでも、「国民」のみならず、外国人への「この宣言に掲げるすべての権利」の享有について差別することがないことを保障した。

このときには、日本は、まだ国連に加盟してはいなかったが、サンフランシスコ平和条約の調印（1951年9月8日、1951年11月28日批准書寄託）及び国連への加盟申請（1952年6月23日加盟申請1956年12月18日発効）に際して、日本も宣言の目的の実現に努力することを約束した。

その後様々な人権に関する条約・宣言が採択され、国際人権法は急速に発展した。それに伴い、「すべて人」を教育への権利の主体とするという国際法の転換は、さらに強化され続け、国際法上不動のものとなって行った。

Ⅶ-2-2. 国際人権条約の締結

その後世界人権宣言26条、同2条は、具体的に国連が制定した人権諸条約を通じて、法的拘束力ある国際文書となってきた。

教育への権利の保障についても、外国人差別禁止についても、日本が批准済みの2つの国際人権規約及び子どもの権利条約が問題になる。いずれも、憲法98条2項が国に遵守を命じている締結済みの国際条約であって、法的拘束力を持つ国際法上の法源である。当面これら3条約について検討してみたい

Ⅶ-2-2-1. 国際人権条約の締結

1966年12月16日国連総会は、2つの国際人権規約、「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」【社会権規約】、「市民的及び政治的権利に関する国際規約」【自由権規約】並びに同規約選択議定書【自由権規約第1選択議定書】の3つの条約を採択した。その後効力発生まで10年かかったが、社会権規約は1976年1月3日に、自由権規約及び同第1選択議定書は同年3月23日にそれぞれ発効した。

日本は、1978年5月30日に両規約に署名し、1979年6月21日に批准書を寄託した。しかし、自由権規約委員会への個人通報権を保障する自由権規約第1選択議定書への署名はしないまま今日に至っている。

1989年11月20日国連総会は、「児童の権利に関する条約」【子どもの権利条約】を採択した。この条約には、多数の国が署名したので、採択後1年を経ずして、1990年9月2日に発効した。

日本は、1990年9月21日署名し、1994年4月22日に批准書を寄託した。

Ⅶ-2-2-1-1. 教育への権利に関する条約

①社会権規約13条1,2項

は、以下のように教育への権利を保障している。

「1 この規約の締約国は、教育についてのすべての者の権利を認める。締約国は、教育が人格の完成及び人格の尊厳についての意識の十分な発達を指向し並びに人権及び基本的自由の尊重を強化すべきことに同意する。更に、締約国は、教育が、すべての者に対し、自由な社会に効果的に参加すること、諸国民の間及び人種的、種族的又は宗教的集団の間の理解、寛容及び友好を促進すること並びに平和の維持のための国際連合の活動を助長することを可能にすべきことに同意する。

2 この規約の締約国は、1の権利の完全な実現を達成するため、次のこと

を認める。

(a) 初等教育は、義務的なものとし、すべての者に対して無償のものとする。・・・」

ここで、注目すべきは、社会権規約は、外国人を含め、日本の管轄下にあるすべての者に適用され、その13条1項は、教育についての「すべての者」の権利を保障しているので、日本に居住する外国人を権利主体として含むことである。

また、同条2項 (a) は、初等教育は「義務的」なものとし、「すべての者」に対して「無償」のものとすると定めていることにも注目する必要がある。初等教育は、無償の義務教育でなくてはならず、日本に居住する外国籍の子どもを含め、「すべての者」に保障されていることは明確である。

②子供の権利条約28条1項

「1 締約国は、教育についての子どもの権利を認めるものとし、この権利を漸進的にかつ機会の平等を基礎として達成するため、特に、

(1) 初等教育を義務的なものとし、すべての者に対して無償のものとする。・・・」

と定めている。

子供の権利条約は、「その管轄の下にある児童」(2条) に対して、適用されるので、日本籍の子どもばかりか、日本に居住する外国籍の子どもを含め、すべての子どもに適用される。

その28条1項は「教育についての児童の権利」を保障し、同条同項 (a) は、「初等教育は義務的なものとし、すべての者に対して無償のものとする」と定めている。

上記の社会権規約13条1項と同じ内容（「無償」の義務教育）の初等教育を、外国籍の子どもを含め、すべての子どもに保障している。

①社会権規約13条3項

社会権規約13条3項は、

「3 この規約の締約国は、父母及び場合により法定保護者が、公の機関によって設置される学校以外の学校であって国によって定められ又は承認される最低限度の教育上の基準に適合するものを児童のために選択する自由並びに自己の信念に従って児童の宗教的及び道徳的教育を確保する自由を有することを尊重することを約束する。」

と定めている。

同条3項が、保護者の学校選択権（「公の機関によって設置される学校以外の学校」を選択する保護者の自由）を保障していることにも留意すべきである。

このように、国際人権法は、外国籍の子どもたちにも、日本籍の子供たちとまったく同じ教育への権利を保障しているにもかかわらず、日本政府は、外国籍の子どもから義務教育への権利（日本籍の子どもには保障している）を剥奪している。

Ⅶ-2-2-1-2. 外国人差別禁止に関する条約

①社会権規約第2条第2項

社会権規約第2条第2項は、

「2 この規約の締約国は、この規約に規定する権利が人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、出生又は他の地位によるいかなる差別もなしに行使されることを保障することを約束する。」と定めている。

社会権規約2条2項が、「これらの条約が保障する権利」（社会権規約13条1,2項の権利を含む）について、「国民的・出身」を理由とする「いかな

る差別」をも禁止しているのであって、外国籍の子どもへの差別も禁止していることは明らかである。

②子供の権利条約第2条1項

子供の権利条約第2条1項は、

「締約国は、その管轄の下にある児童に対し、児童又はその父母若しくは法定保護者の人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的、種族的若しくは社会的出身、財産、心身障害、出生又は他の地位にかかわらず、いかなる差別もなしにこの条約に定める権利を尊重し、及び確保する。」

と定めている。

「その管轄の下にある児童」は、日本に居住するすべての子どものことを意味するから、日本籍のみならず、外国籍の子どもも権利の主体に含まれている。締約国は、「国民的、・・出身」その他の地位にかかわらず、「いかなる差別もなしに」この条約の定める権利（上記28条の教育への権利を含む）を尊重・確保することを約束している。

③自由権規約26条

自由権規約26条は、

「すべての者は、法律の前に平等であり、いかなる差別もなしに法律による平等の保護を受ける権利を有する。このため、法律は、あらゆる差別を禁止し及び人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、出生又は他の地位等のいかなる理由による差別に対しても平等のかつ効果的な保護をすべての者に保障する。」

と定めて、「法の下での平等」を要求していることはきわめて重要である。

第1に、自由権規約26条が定める「法の下での平等」は、自由権規約が保

障する権利のみならず、社会権規約が保障する権利（教育への権利を含め）にも及ぶとされている。第2に、さらに、国内法の下で定められた権利に関しても、「法の下での平等」をも要求していることにも留意すべきである。

とりわけ、自由権規約26条に注目すべきである。これを含む上記の差別禁止規定から言えば、日本籍のこどもに就学への権利を保障するあらゆる法律上の規定は、外国籍の子どもに対しても等しく適用されない限り、同26条をはじめ日本が遵守する義務を負うこれらの条約についての違反を構成するといわねばならない。

少なくとも（その1）及び（その2）で分析した以下の3点で、外国籍の子どもは日本籍の子どもに保障された国内法上の地位を認められていない。

差別的な取り扱いを、以下に列举する。

- ①学校教育法施行令の外国籍の子どもの就学名簿搭載規定の欠如、
- ②自治体による外国籍の子どもの就学名簿への不搭載、
- ③自治体による外国籍の子どもの保護者への就学通知の不通知による差別的取り扱い。

以上3点で、日本政府と自治体による国際人権条約違反の差別的取り扱いがなされていると言わざるを得ない。

Ⅶ-3. 国際人権機関による実施

ところが、日本政府は、上記したような経緯のなかで、特別法であり且つ後法である国際人権法による戦後の大転換の意義を全く理解しようとしなかった。

日本は、世界人権宣言採択後60年以上が経過した後である今日に至るも、教育の目的は、「すべて人」すなわち「人類」の構成員の育成ではな

く、「国民の後継者の育成」とであるという固定観念に固執し続けている。日本政府は、国際人権法を理解しなかったばかりか、国際人権法を無視する官僚に支配され続け、国際人権法の導入、文字通りの適用およびその実施を、あらゆる不適切な理由を挙げて、回避し続けてきたのである。

マスメディアも立法府も司法府も、国際人権法を理解しないのは過去の歴史が示している。今も、このことについては、ほとんど無関心である。

日本国内での救済は、不可能と思われ、国際人権機関への訴え以外には救済手段がない状況である。

Ⅶ-3-1. 国連人権条約機関への情報提供

国際人権法政策研究所（筆者は事務局長）の本岡昭次所長（前参議院副議長）は、2006年3月4日神戸で開かれた研究会で、外国人である子どもが教育への権利を奪われており、国際人権法違反であるのに日本政府が国連社会権規約委員会への報告書でこれに触れてこなかったので、「研究所としてカウンターレポートを国連に提出することにしたい」と決意を表明した。

それ以後、国際人権法政策研究所は、機会を捉えて、人権条約機関による政府報告書審査があるつど、代替報告書を提出してきた。

Ⅶ-3-1-1. 自由権規約委員会（HRC）

日本政府は、自由権規約委員会に対して定期的に報告書を提出するが、外国籍の子どもの差別については、報告してこなかった。そこで、同研究所は、第94回自由権規約委員会⁹に対して、NGOとして代替報告書「外国籍の子どもの教育への権利と日本教育法制」¹⁰を提出した。日本政府報告書

9 Human Rights Committee, 94th Session (13-31 October 2008), Geneva. <http://www2.ohchr.org/english/bodies/hrc/hrcls94.htm> Visited on 13 May 2011.

10 Alternate report: Submitted by Research Institute of International Human Rights

は、2008年10月28日から29日の間に審査されたが、委員会の最終所見にはこの問題に関する記載はない。

Ⅶ-3-1-2. 子どもの権利委員会（CRC）

日本政府は、子どもの権利委員会に対して定期的に報告書を提出するが、外国籍の子どもの差別については、報告してこなかった。そこで、同研究所は、子どもの権利条約28条に関する国際的な研究書¹¹の研究を踏まえ、子どもの権利委員会に対して、代替報告書を提出した。そこで、同研究所は、第54回子どもの権利委員会¹²に対して、NGOとして代替報告書「外国籍の子どもの教育への権利と日本教育法制」¹³を提出した。この報告書は、子どもの権利条約違反に力点はあるが、実質的には、HRCへの代替報告書と同趣旨である。日本政府報告書は、2010年5月28日に審査されたが、委員会の最終所見にはこの問題に関する記載はない。

Ⅶ-3-2. 国際人権機関への個人通報権は保障されるか？

国連人権条約機関による政府報告書審査の手続は、使いやすいが、実効性においては、個人通報権手続に劣る。最高裁判所で敗訴した被害者が国

Law Policies (RIIHRLP) – The right to education of Foreign Children and the Japanese education laws – Prepared by Mr. MOTOKA Shoji and Dr. TOTSUKA, Etsuro

<http://www2.ohchr.org/english/bodies/hrc/docs/ngos/RIIHRLPJapan94.doc>

Visited on 13 May 2011.

11 国際人権法政策研究所編＝ミーク・ベルハイド著・平野裕二訳『註釈・子どもの権利条約28条：教育についての権利』、現代人文社、2007年。

12 Committee on the Rights of the Child 54th (25 May - 11 June 2010).

<http://www2.ohchr.org/english/bodies/crc/crcs54.htm> Visited on 13 May 2011.

13 Alternate report: Submitted by Research Institute of International Human Rights Law Policies (RIIHRLP) – The right to education of Foreign Children and the Japanese education laws –

<http://www.crin.org/docs/Research%20Institute%20of%20IHLRLP%20JAPAN.doc>

Visited on 14 May 2011.

連人権機関に個人として通報できる権利を与える手続条約の締結があれば、被害者個人がこの権利を行使できるが、日本政府はその締結を拒否し続けている。

Ⅶ-3-2-1. 自由権規約第1選択議定書批准の遅延

ところが、個人通報権条約の批准をマニフェストで公約した民主党が政権を獲得した直後の2009年9月、千葉景子法務大臣（当時）が就任記者会見で、これを重点課題として公約して以来、自由権規約第1選択議定書等個人通報権条約の締結への期待が一気にたかまった。

Ⅶ-3-2-2. ビレイ人権高等弁務官の来日

筆者は、直ちにこのニュースを国連NGOである日本友和会（JFOR）のジュネーブ首席代表として国連人権高等弁務官事務所（OHCHR）に知らせた。これが契機になってビレイ国連人権高等弁務官（HCHR）が2010年5月13、14日来日し、実際にこの問題で日本政府と協議するという事態に発展した。

筆者は、5月13日早朝朝食会で、国連人権活動協力議連の国会議員の方たちとともにビレイ氏に直接挨拶する機会があった。ビレイ氏は、13日、鳩山首相、千葉法務大臣、岡田外務大臣に直接会見し、個人通報権条約の締結、国内人権委員会の設置などから、「慰安婦」問題の解決まで含めて勧告した¹⁴。これまでHCHRは、法務大臣にさえ会えなかったことを考えると、隔世の感があった。「ビレイ勧告が実現すれば、日本の長期的な崩壊は食いとめられるかも知れない」と感じさせた。

これだけのことを実現するにも、30年近い長い年月と労力がかかったことは、日本で国際人権活動を行なうことのむつかしさを象徴している。し

14 Leader wanted: Japan's agenda on Human Rights.

<http://www2.ohchr.org/english/bodies/cescr/sessions.htm> 13 May 2011.

かし、これは、政権交代があったからこそ得られた成果であった。HCHRの訪日の成功のために、国連人権議連（会長小川敏夫参議院議員、幹事長岡崎トミ子参議院議員、事務局長水岡俊一参議院議員）など国会議員、千葉景子法務大臣、鈴木寛文部科学副大臣、今野東民主党副幹事長などの協力を得ることができた。

ところが、6月鳩山内閣が総辞職し、菅内閣ができた。7月参議院選挙で民主党が敗北し、官主導への巻き返しが起こったため、政府はこれらの問題を解決する政治決断ができない状況にある。

このような経過で、本論文執筆時点（2011年5月）までの筆者らの個人通報権条約締結運動は成功しなかった。日本の官僚支配構造の強靱さを改めて確認せざるを得ない事態となった。官僚が組織的に抵抗した場合には、国際化のための制度改革も不可能になる。選挙で政権交代を実現した政治家が公約を果たせず、日本国は、国際人権法上の義務の実現を果たすこともできない。結局、条約違反の「常習犯」の国であることに甘んじなければならなくなってしまうのである。

Ⅶ-3-3. 国連人権活動の今後

Ⅶ-3-3-1. 社会権規約委員会（CESCR）への政府報告書提出

日本政府は、2009年12月になって、同規約第3回政府報告書¹⁵を提出した。「鳩山内閣のもとであるから、新たな視点で報告書が提出されるのではないか？」と期待されていたにもかかわらず、これまでの政府報告書と変わりがなく、外国籍の子どもの教育への権利の侵害（国際人権（社会権）規約13条の違反）の問題は報告されていない。

15 「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約第16条及び第17条に基づく第3回政府報告（和文）2009年12月」

http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kivaku/pdfs/2b1_003.pdf 2011年5月14日 閲覧。

Ⅶ-3-3-2. 報告書審査日程

社会権規約委員会による政府報告書審査の日程は、2011年5月13日現在では、2011年12月5日-9日第47回会期までの審査日程は決まっているものの、未だに日本の審査予定日は入っていない¹⁶。その後の予定は、いずれ入るであろうが、まだはっきりしていない。ここにも国際人権法政策研究所の代替報告書が提出される予定である。日本友和会（JFOR）としても、理事会でこの問題の研究を進めていたが、国連NGOとしてこの重大人権侵害をこれ以上放置できないと考えるようになった。

Ⅶ-3-3-3. JFORによる現地ロビーイングの可能性

代表団派遣による、現地ロビーイングの必要性については、かねてより同研究所でも研究してはいたが、実現していなかった。国連NGOである日本友和会（JFOR）として、同研究所と共同で報告書を提出するだけでなく、ジュネーブに代表を派遣するなど積極的に取り組む方向で理事会¹⁷での検討が進んでいる。これが実現すれば、この運動は新しい局面を迎える可能性がある。

Ⅶ-3-4-2. 今後の運動の方向

個人通報権条約締結運動には、日弁連も特別委員会を設置するなどして長年熱心に取り組んできたし、国会議員有志も国連人権議連を創って、国際人権法政策研究所と連携するなど、運動を継続してきた。筆者は、大学で国際人権法を講義してきたほか、一般向けの講演¹⁸でも国際人権法の知

16 Committee on Economic, Social and Cultural Rights – Sessions.

<http://www2.ohchr.org/english/bodies/cescr/sessions.htm> 13 May 2011.

17 筆者は、JFORの理事であり、且つジュネーブ国連首席代表である。

18 たとえば、関西では、『じんけんSCHOLA』がある。<http://i-schola.net/> 13 May 2011.

識を広めることの重要性を訴えてきた。しかし、官僚による組織的且つ構造的な抵抗の壁を破ることに成功しなかったのである。

日本政府が、国際人権法を遵守するようになるには、草の根社会の変化を待つ必要がある。（その4）で検討したように、このような構造的な抵抗は、過去100年以上の歴史を持っている。その構造は、敗戦と新憲法の導入でも改革することができなかった。最近では、今後その構造が変革されるためには、「今後100年を必要とするのではないか？」と考えるようになってきた。長期間の粘り強い対応を準備する必要があるが、本論文の研究もその準備のひとつである。今後の変革のための契機になることを希望している。

その期間を短縮するためには、相当の努力が必要である。著書¹⁹で提言したように、国連NGOによるジュネーブへの常駐代表派遣の体制を創り、国連人権機関と日本の草の根社会を直結するパイプを設けることは、一つの方向であろう。

Ⅶ-4. 教育基本法再改正に向けて

日本が国際人権法を遵守するようになることが望ましいが、それには長期間がかかるであろう。

とするなら、個別に、外国籍の子どもの義務教育への権利問題だけでも、国際人権法違反を解消することを検討する必要があるだろう。

Ⅶ-4-1. 2006年教育基本法「改正」に際して

2006年教育基本法の「改正」は、「愛国心」を合言葉にして、教育を戦前に戻す方向の保守派の運動によって推進された。残念なのは、当時野党だった民主党による対案の法案の要が注目を集めなかったことである。与党案への対案として国会に提出された民主党法案には、外国人の教育への

19 戸塚悦朗『国連人権理事会——その創造と展開』日本評論社、2009年。

権利を保障しようとする注目すべき規定が入っていた。

ところが、就学義務の点については、民主党の原案は、議会法制局の抵抗に遭遇し、修正されてしまっており、外国籍の子どもの義務教育を受ける権利の実現については不徹底なものとなった。

そこで、参議院の徳島公聴会で意見陳述の機会を与えられた筆者は、与党法案はもとより、野党民主党法案にも不十分な点があることを指摘した²⁰。だが、残念ながら、一般には十分な理解を得るにいたらなかった。それには研究の不足もあった。

Ⅶ-4-2. 研究の公表

そこで、研究不足を補うために本論文にいたる研究を続け、教育基本法の再改正を求め続けてきたのである。本論文が、今後100年間に視野に入れて、外国籍の子どもの義務教育への権利を実現する契機となることを期待している。以下、Ⅷで、比較法研究の成果をもとに、具体的な政策提言を行ないたい。

Ⅷ. 比較法研究から未来モデルを学ぶ

(その5) で報告した英国及びフィンランドの調査で、両国では、外国籍の子どもの義務教育への権利の侵害が存在しないことが確認できた。おそらく、その他の欧州人権条約加盟諸国でも、同様であろうと推定できる。

それでは、教育における外国籍の子どもの差別問題を解決するために、これらの比較法研究から、近未来の改革のためのモデルを見つけ出すことはできないだろうか。

20 戸塚悦朗による公述：「参議院教育基本法に関する特別委員会徳島地方公聴会における公述」2006年12月4日、徳島市阿波観光ホテル。参議院教育基本法に関する特別委員会会議録第八号（その二）平成18年12月5日、46-58頁。

また、差別問題の原因、解決への対応の可能性などを探り、差別問題を取り囲む分野について研究することによって、さらに遠く100年先の未来の日本の改革のためのモデルとして、比較法研究の成果を活用できないだろうか。

Ⅷ-1. 短期的な改革のためのモデル

比較法的な研究からヒントを得て改革すれば、今すぐにでも解決できそうな分野がある。

Ⅷ-1-1. 近未来を開く英国法モデル

以下のように英国法のモデルを導入すれば、日本による教育法制上の国際人権法違反問題を解決するのは案外簡単である。そう言えば、驚く向きも少なくないのではないか。

英国には、第1に、外国籍の子どもの義務教育への権利の侵害はなく、これについての差別も存在しない。第2に、また、英国籍の子どもの親の学校選択権の侵害も（少なくとも形式的には）ない。

日本には、双方の人権侵害が存在する。そこで、英国法の導入を検討してはどうだろうか。

Ⅷ-1-2. 近未来を拓く改革の提案

それでは、どのような立法をすれば、どのような改革ができるだろうか？

（その5）「Ⅵ-1-3-3. 教育法」で述べた英国法をモデルにして、日本の教育法を改正すればよいであろう。英国法の下では、世界人権宣言以下の国際人権法上の子どもの教育への権利を十分保障できているから、日本にこれを導入することは差し支えない。また、それほど複雑な改革は必要がない。基本的には、以下の条文を一つだけ導入すればよいと思う。

筆者は、英国の1996年教育法第7条²¹「義務教育学齢期のいずれの子ども
の親も、規則的な通学又はその他のいずれかの方法によって、効果的でフル
タイムの、(a) 彼の年齢、能力及び学力にふさわしく、並びに、(b) 彼
が必要とするいかなる特別の教育上のニーズにも適った、適切な教育をそ
の子どもに受けさせるものとする。」²²に着目してみた。

これをそのまま日本法に導入したとすると、どうなるであろうか。

Ⅶ-1-2-1. 外国籍の子どもの差別解消は可能か

日本の現在の国内法令上は、憲法も教育関係法令も、「国民」にしか、
教育を受ける権利を保障していないことと対比する必要がある。

ところが、英国教育法7条は、“every” childに教育を保障する義務を親
に課している。この規定の反射的效果によって、英国に居住する、文字通
り「いずれの」子どもも、すなわち英国籍の子どものみならず、日本籍を
含む外国籍の子どもも、教育への権利の主体とされることになる。この
規定で、その親は、その子どもの権利を充足させる義務があることとされ
る。重要なポイントは、この言葉によって、英国教育法が、外国籍の子ど
もの義務教育への権利を、英国籍の子どもの場合と同じように保障し、外
国人差別をしていないことである。

現行日本の教育法規は、外国籍の子供の義務教育への権利を保障するた
めに必要な、その親を義務付ける規定を持っていない。憲法26条が、教育
を受ける権利の主体を「すべて国民」とし、保護する子女に教育を受け

21 Education Act 1996, s 7.

22 The parent of every child of compulsory school age shall cause him to receive
efficient fulltime education suitable

(a) to his age, ability and aptitude, and

(b) to any special educational needs he may have,
either by regular attendance at school or otherwise.

させる義務を負う者も、「すべて国民」としているために、国民でない者（外国籍の子ども）は、無権利状態に放置されることになる²³。しかし、憲法98条2項は、国際人権条約を遵守して、外国籍の子どもの義務教育への権利を実現することを日本国に義務付けている。

そこで、この英国教育法第7条を日本の教育法に導入することによって、日本でも、「いずれの」子ども（外国籍の子供も含む）にも、日本籍の子ども同様に義務教育段階の教育への親の教育（就学）義務を認め、子どもの義務教育を受ける権利を保障するように、改革することは、憲法98条2項に従って、同26条の空白を補充することになる。

こうすれば、外国籍の子どもの義務教育への権利が法律上保障されることになって、外国籍の子どもの教育差別問題は、一気に解消されることになる。

一見魔法のようだが、簡単な法改正で済むことなのである。

このような法改正がなされると、たとえば、ブラジル籍の子どもの親にも、教育（就学）義務が課されることになる。

ところで、ブラジル籍の子どもの親が日本の公立校など、「1条校」である学校に子どもを入学させる場合もあるだろう。しかし、ブラジル政府認可の「ブラジル学校」に入学させる場合も少なくない。後者の場合は、ブラジル学校が「外国人学校」²⁴とされていて、「非1条校」であることが問題になる。

従来であれば、「非1条校」に子どもを入学させても、親は就学義務を果たしたことになる。新法導入後は、ブラジル籍の子どもの親にも、同

23 憲法第26条「すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。」

24 月刊『イオ』編集部編『日本の中の外国人学校』明石書店、2006。

条の新規定によって教育（就学）義務が課されることになるが、その場合でも教育（就学）義務を果たしていることになるのだろうか。

上記の英国教育法7条を導入した新法の優れたところは、以下の点にある。

同条が保障する教育は、①1条校への「規則的通学」だけでなく、②「適切な教育」、すなわち、「その他のいずれかの方法によって、効果的でフルタイムの、(a) 彼の年齢、能力及び学力にふさわしく、並びに、(b) 彼が必要とするいかなる特別の教育上のニーズにも適った、適切な教育」を与えることでも、親が教育（就学）への義務を果たしていると認める。もし、親が、②の定めを満足するような代替的な教育を与えていることを、地方教育行政当局に対して立証すれば、それで「1条校」への就学義務違反を問われることがなくなるのである。

①の「1条校」概念を廃止して、ブラジル学校への通学を「規則的な通学」と認めてもよい。しかし、もし仮に、そのような根本的な法改正をせずに、「1条校」概念を残す場合は、新法の下でもブラジル学校は各種学校であって、「1条校」ではない。

そうであるとしても、新法の下では、英国教育法をモデルにして、②の代替的な「適切な教育」概念が導入される。

②を詳細に分析すると、以下のとおりとなる。

「その他のいずれかの方法によって」というのであるから、原則的な学校（1条校）への規則的通学のほかの「いずれかの方法によって」義務教育を与えることが可能とされる。

「効果的でフルタイムの」教育を与える必要があるから、親が教えるのでは、「効果的」とはいえないだろう。時々教えているのでは、「フルタイム」ではないから、不十分である。

「(a) 彼の年齢、能力及び学力にふさわしく」なければならない。子どもの発達段階にも、能力にも、学力にも、適合した教育であることを要す

る。

「並びに、(b) 彼が必要とするいかなる特別の教育上のニーズにも適った」教育であることを要するので、個性に適合していることを要する。

「適切な教育」が与えられているかどうかが問題となる。「適切」という条件はかなり厳しい条件であろう。

しかし、②の代替的な教育方法には、相当の幅がある。英国では、親が「自分が子どもを教えている」と言っても、通常条件を満たしたことにはならない。だが、フルタイムの家庭教師をつけることでもよいと言っても、以上の条件に合致した教師を「フルタイム」で付けることは、通常人にはかなりむづかしいだろう。

その他の「いずれかの方法」による教育方法でもよいので、最も有望なのは、私立IBDISなどの公立学校でない学校への通学が考えられる。英国でも、これなら「適切な教育」と認められている。

だから、日本の新法の下では、「1条校」ではないが、各種学校であって且つ外国政府の認可を得た「外国人学校」、たとえば、ブラジル学校でも（朝鮮学校でも）、十分に「適切な教育」の範疇に入るとしてよい。又は、国際教育認証機関（IBO、WASCなど）の認証を得たインターナショナル・スクール（IS）なら十分②の「適切な教育」と認められるだろう。

だから、それらの「外国人学校」又はISへの入学を証明すれば、それをもって、親は教育（就学）義務を果たしたものと認められることになる。このことは、これ以上の詳述を必要としないであろう。

Ⅶ-1-2-2. 日本籍の子どもの親の学校選択権を保障できるか？

この筆者提案の新法の優れたところは、以下にもある。

日本籍の子どもの親が、上記①の「1条校」ではなく、「非1条校」である、「外国人学校」又はISに子どもを入学させようと学校選択権を行使す

ることを可能にするからである。

現在は、日本籍の子どもの親の場合は、「非1条校」で各種学校とされる「外国人学校」又はISへ子どもを入学させようとしても、そのこと自体が刑罰をもって禁止されている。そのことは、前述の筆者の体験からよく理解できるであろう。

ところが、新法の下では、「非1条校」であっても、「外国人学校」又はISへの入学は、上記②の「適切な教育」を受けさせていることになる。だから、それを証明することで、親の教育（就学）義務を果たしていると認められる。

筆者が英国に滞在した当時（1988年から1995年まで）は、公立ISはみあたらなかった。だから、ISで子どもを学ばせるためには、高額授業料を支払って私立校に通わせる必要があった。ただし、当時も、英国籍の子どもの親も、外国籍の子どもの親も、私立のISへ子どもを入学させることは禁止されていなかった。

だから、日本籍の子どもの親が、外国籍の子どものようにISに子どもを入学させようと考えれば、刑罰を加えられることを覚悟しなければならない日本の場合とは違って、英国では、バイリンガルの教育を受けるISを選ぶ親の学校選択権は、当時も形式的には保障されていたと言えた。

日本政府が、今の段階で、英国法を導入すれば、以前の英国のような状況になる。14校あるすべてのIBDIS²⁵のうち10校は、「非1条校」であるが、これらに日本籍の子どもの進学させることは、法的に禁止されることがなくなる。だから、親の形式的な学校選択権は認められることになる。

また、日本籍の子どもの親が、外国語を学ばせようと、外国語で教育を

25 正確に言うと、義務教育段階は、これらのIBDIS（高校レベル）の下に一環校として設置されている小学校（PYPプログラム）及び中学校（MYPプログラム）が問題となるのであるが、本論文では、これらを一体のものとして含むIBDISを念頭において論じている。以下同じ。

授けるその他の「外国人学校」と言われる学校へ子どもを入学させることを希望する場合も、法律によって禁止されなくなる。この点でも、親の学校選択権は、形式的には保障されることになる。

これらが実現すれば、国際人権法違反問題が解消するので、大きな進歩である。

しかし、高額学費によって教育の機会が妨げられる点で、実質的な学校選択権の実現問題は、別途検討が必要である。

これらのIBDIS及び外国人学校に、私学助成がなされるなら、他の日本の私立学校と同等になるから、授業料も同等になり、親の実質的な学校選択権は、よりよく保障されるようになる。ただ、今はまだ、「公立」のIBDIS及び外国人学校がないから、「無償」の教育を受けられない。そのことを考えると、公立化による無償教育が実現しない限り、実質的な親の学校選択権の侵害は解消しない。

筆者が英国を離れた後のことだが、トニー・ブレア首相（当時）の政策提言によって、英国に公立のIBDISが創設されるようになり、大きな教育改革が進んだ²⁶。2011年現在では、英国には、全部でIBDISが216校になった。そのうち公立IBDISは、137校【公立割合63%】にもなる。英国籍の子どもの親も、日本籍など外国籍の子どもの親も、公立IBDISに子どもを入学させることが可能である。無償の公立IBDISへ子どもを進学させることができるなら、バイリンガルの教育を選ぶ親の学校選択権は、より実質的に保障されるようになる。

しかし、英国では、未だ公立割合が比較的に低い。後記の北欧のように、IBDISが公立学校であることが原則というところまでは進んでいない。公立学校の定員がいっぱいで希望者を十分入学させることができなけれ

26 後掲スウィツァー。

ば、子どもを私立学校へ入学させるしかなくなる。IBDISは、まだ有産階級向けとなり勝ちで、改革は不徹底な段階にとどまっている。

しかし、日本は、先進諸国の間では、極端に遅れていて、入り口にも到達していない。第1に、現在の日本は、日本籍の子どもの「非1条校」であるIBDISへの入学を禁止し、バイリンガル教育に抵抗している。第2に、日本には、IBDISは、どこにでもあるわけではなく、「1条校」4校を含めてもわずか14校しかない。第3に、まだ、「公立」のIBDISは1校も存在しない²⁷。英国のように多数のIBDISを設置することができるようになるには、かなりの年数がかかるであろう。

日本には、製造業でも、サービス業でも、先進諸国にあるものでないものはないであろう。だから、工業製品なら、自動車でも、テレビでも、コンピューターでも、飛行機でも、購入できない物はない。サービス業でも、病院などほとんどのサービスはある。しかし、教育への権利、とりわけバイリンガル教育を受ける権利を満足させる教育機関は、実際上身の回りのどこにもあるというわけではない。大都市を中心にしてIBDIS10校（非1条校）がある。しかし、「どんなに高い授業料を支払ってもよい」と言ったとしても、（最近できたごく一部の例外の「1条校」である4校を除いては）日本人には利用が禁止されている。こんなに遅れた分野は、他に
あるだろうか？

VIII-2. 100年先の教育改革のための未来モデル

それでは、より長期的に100年先を見据えて、より徹底した未来型の教育改革を実現するために、比較法調査の成果を活用できるであろうか。フィンランドでの比較法調査を契機に、新しいタイプの「公立」IBDISによる「無償」教育の発展を視野に入れて、より広範に「北欧型」諸国に目

27 ここでは、前述のようにIBDIS（高校）までの一貫校をモデルに検討している。

東京学芸大学附属国際中等教育学校は、唯一の例外であって、国立校である。

を向け、未来教育の改革モデルを検討してみたい。

Ⅷ-2-1. 外国人差別の根源はどこにあるのか？

なぜ、日本では外国籍の子どもの義務教育を受ける権利が否定されるのか？この原因への考察を突き詰めてゆくと、日本による植民地支配の歴史、歴史認識の問題、日本社会の草の根にまで根深く潜在するナショナリズムの問題に行き着く。このような自民族中心主義の傾向は、長年の歴史的な産物として日本に残存している。そのためだろうが、「韓国併合」100年を迎えても、歴史認識の根本的な変革を実現することができなかった。

ここでは、この問題は詳述しない。だが、自己中心的に過ぎると思われる日本を中心にした歴史研究の方法と教育を、国際化・世界化が進行する現代社会に適合するように改革する必要がある。にもかかわらず、それが遅々として進まないところに日本の危機を見るのは、筆者一人だろうか。

Ⅶ-2-2. 100年後の未来教育を目指して

日本を衰退させかねないこの停滞と困難の原因は、学問的・政治的・思想的・社会的・文化的な諸事情に根ざした堅固な障壁の存在にあり、構造的なものだと思われる。そのような障壁は、教育を中心として築かれ、再生産され、維持されてきた。日本は、今後100年をかけても、このような現状を克服する教育を創造してゆく必要がある。

一つの提案としては、日本籍の子どものみならず、他国の国籍を持つ子どもたちが、ともに同じ教室で、「人類」の構成員の一人として対等の立場で教育を受けることを理想としてかけろ教育実践を創造することができないか。

そのような教育実践の中では、歴史教育は、国境を越える必要がある、また、実際容易に越えるであろう。このことによって、ナショナリズムか

ら自由な教育を創造することが可能になるであろう。

人類の後継者を育成しようと、このような多国籍の子どもを同じ場で、ともに教える未来型の教育は、前述した国際バカロレア・ディプロマ (IBD) 資格²⁸を目指すバイリンガル教育として、現に存在するのである。

2008年にフィンランドで得た情報によると、信じがたいことだが、フィンランドでは、「無償」の「公立」学校としてのIBDを目指すISを「必要だけ創る」という政策を採用しているという。2009年夏にフィンランドを再訪し、この情報を確認するための補充調査を行なったのは、そのことを「公立」校であるトゥルクISの現場で実際に見聞したかったからだった。

Ⅶ-2-3. 100年後の東アジアの教育のモデルを求めて

以下述べるような100年先を見据えた未来教育モデルの実現は、容易ではない。

まず、第1歩としては、前述の短期的な改革（英国教育法モデルの導入）により、その基礎を創ることが望ましい。

そのうえで、以下のような先進諸国の教育改革の成果をモデルにした改革を漸進的に進めるための準備を始めることが可能である。

28 国際バカロレア資格 (IB資格) については、相良憲昭, 岩崎久美子編著; 石村清則, 橋本八重子, 吉田孝 [執筆]『国際バカロレア: 世界が認める卓越した教育プログラム』明石書店、2007年に詳しい。しかし、日本教育法制度は、日本籍の子どもが日本国内の非1条校・IBDISでバイリンガル教育を受けることを原則として刑罰をもって禁止していることについては、同書には記載がない。なお、文部科学省の見解は、「参加国際学校で二年間の国際バカロレア事務局 (IBO) が定めるカリキュラム (IBカリキュラム) の履修を終え、言語 (A、Bの二か国語)、人文科目 (歴史、地理、経済等のうち一科目)、実験科目 (生物、化学、物理等のうち一科目)、数学及び選択科目の計六科目の試験に合格し、所定の条件を満たした者に対してIB資格が授与される。」大学入学に関し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者の指定について文大第一七七号昭和五四年四月二五日各国公私立大学長あて文部省大学局長通知。 http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/t19790425001/t19790425001.html 2011年5月9日 閲覧。

Ⅷ-2-3-1. フィンランドと日本のIBDIS比較

実は、「フィンランドの「公立」のIBDISが、100年先の日本を含む東アジアの未来教育を構想するためのモデルにならないか？」と考えたことが、フィンランド再訪のもう一つの理由であった。そのことを念頭において、国際バカロレア機構（IBO）によって認可され国際バカロレア・ディプロマ（IBD）資格の教育過程を持っているフィンランドと日本のIBDISを比較してみたい。

国際連盟（1919年に創設）の国際スタッフの子どもたちの学校としてインターナショナル・スクール・オブ・ジュネーブ（ISOG）が創設された。1968年、このISOGが中心になって、他のいくつかのインターナショナル・スクールが参加し、インターナショナル・バカロレア・ディプロマ（IBD）プログラムが始められた²⁹。その後、国連NGOであるインターナショナル・バカロレア機構（IBO）認可のインターナショナル・スクール（IS）は、急速に発展しつつある。グローバル化の流れのなかで、国際的に頻繁に移動する人々が増えるにつれ、世界的に需要が増大している。IBOによって創られた共通のカリキュラムの下に運営されている全世界のIBDISは、転校が容易であることもあり、多数の学生を惹きつけている。

「インターナショナル・バカロレア・ディプロマ」（IBD）資格に向けた教育過程では、英語などの国際語を含めてバイリンガルの言語能力を習得できるほか、バランスのとれた国際教育を受けることもできる。それだけでなく、世界中どこの国でも多数の有数の大学が入学を認め、IBD有資格者を厚遇するので、現実的な魅力もある。

IBDプログラム実施校は、2011年2月現在で、全世界140カ国に3115校あ

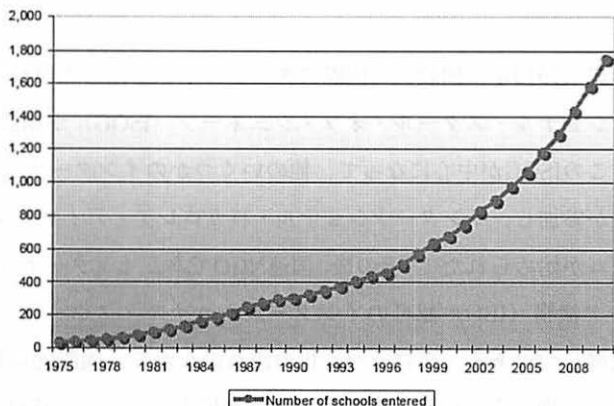
29 IBO.ORG, History of the IB—timeline 1968—Diploma Programme,
<http://www.ibo.org/history/timeline/> Visited on 11 May 2011

り、90万人の生徒が学んでいる。「5年ごとに倍増している。2020年には1万校を超える」とされる³⁰。

特に近年の急速な成長振りを視覚的に見る事ができるので、以下に、ディプロマ・プログラム試験（May 1975-May 2010）に参加したIBDISの数の増加のグラフを示す³¹。

図1 IBDISの増加傾向

Graph 12.1 Summary of Diploma Programme examination entries: schools with candidates registered May 1975-May 2010



IBディプロマ統計年報：2010年11月IBO作成Graph 12.1抜粋

30 ジョン・スウィッツァー氏（国際バカロレア機構・アジア太平洋地域責任者）「教育Opinion：IB資格評価で大学の人材を確保」教育家庭新聞、1969号、2011年2月5日、1頁。この学校数は、ディプロマ・プログラムを持つ高校（IBD）だけでなく、その準備段階の小学校（PYP）、中学校（MYP）をも含む合計の数字であると思われる。

31 Website: www.ibo.org, © International Baccalaureate Organization 2010, "The IB Diploma Programme statistical bulletin, May 2010 examination session", Published in November 2010, Graph 12.1. これは、IBD試験に参加した高校のみの数字である。

<http://www.ibo.org/facts/statbulletin/dpstats/documents/May2010Statisticalbulletin.pdf>

Visited on 11 May 2011.

「5年間ごとに倍増している」ということは、何を意味するのだろうか？単純計算だが、100年間には5年間で20回繰り返されるので、100年後には、「2の20乗倍に増える」ということになる。計算してみると、100万倍以上になる。単純計算では、IBDISが現在の3000校の100万倍になると、30億校になる。バイリンガル教育を受ける生徒は、これも単純計算では、現在IDワールド・スクールで学ぶ生徒90万人が、100万倍以上になるなら、9000億人以上になるという計算になる。世界人口よりもはるかに多くなる計算だから、架空の計算であることはすぐ分るだろう。筆者が言いたいのは、「5年間ごとに倍増している」という増加率は、尋常な規模ではないということである。

IBDISが公立校化し始めたという事実の持つ意味は、それだけ重い。特権階級のエリート校ではなくなったことを肝に銘じる必要がある。筆者は、上記のグラフを見て、「最新型だが、今後IBDISのバイリンガル教育は、世界の標準的な教育になることは、確実である。」と確信するようになった。

なぜIBDISが激増するのだろうか？

その原因の一つは、IBDISの教育の質が、米国できわめて高い評価を受けていることにもありそうである。2009年6月16日、「36のIB校が、ニューズウィーク誌ランキングで米国トップ100校入り」と発表された³²。米国で注目を集める全米高校ランキングで、IB校が脚光を浴び続けている。2007年以降、全米トップ100高校中の3分の1は、常にIB校がランクされるよう

32 “36 IB schools make Newsweek's top 100 IB Features Prominently in Newsweek' s “America' s Best High Schools” 2009”, New York, NY, IB, June 16, 2009, <http://www.ibo.org/announcements/newsweektop100.cfm> Visited on 11 May 2011.

になった。年間12%だったIB校の増加率が、2007年には17%に増えたという。そのためか、米国の公立IBDIS校の数は、646校（全体の89%）と世界最高数をマークしている（後掲（表1）参照）。

ところが、IBDISは、日本では大学関係者の間でも、おどろくほど知られていない。外国人向けの教育と取り扱われているからであろう。筆者が勤務していた大学³³でも、これを知っていた教職員は例外的な存在だった。

世界で多数設立されているのに、日本では、2011年初頭現在で、IBDISは、極めて少数（14校）に止まっている。学校教育法「1条校」の資格を認められたIBD校4校は例外³⁴であるが、その他のIBDIS（10校）は、学校教育法1条の正規の学校と位置づけられていない「非1条校」である。これまでは、IBDISは、「外国人学校」として扱われてきた。そのうえ、一般のIBDISには、日本籍の子どもの通学は（帰国子女、2重国籍者など一部の例外を除き）、刑罰により禁止されている。このようなIBDIS（非「1条校」）には、国庫助成がなく³⁵、学費は極めて高額である。

他方、日本のIBDISの特徴だが、「無償」教育を与える地方自治体立の「公立」学校は、ゼロである。だから、低所得層の家庭の子どもの通学は実際的には不可能である。この問題については、同じ問題を抱える韓国では政府レベルでの研究が開始されているようであるが³⁶。日本では、ごく最

33 2000年から神戸大学大学院国際協力研究科勤務。2003年から龍谷大学法学部・法科大学院勤務。2010年同定年退職。

34 4校の例外的1条校は、加藤学園堯秀中・高、立命館宇治中・高、玉川学園中・高、AICJ中・高。

35 私立学校としての政府助成金の対象外である。しかし、2010年4月からの上記高校無償化等の法律によって、ISに通学する外国籍の子どもにも年間約12万円（貧困家庭の子どもには加算がある）の国費支援が支出されることになったことは、一歩前進である。これをきっかけにして、外国籍の子どもに対する義務教育への権利の保障を実現するには、まだ相当の論議を必要とするであろう。

36 Kang Shin-who, 2010. "Ministry seeks to introduce International Baccalaureate", The Korea Times, August 28-29, 2010.

近、一部私立大学によるIBD高校設立の動きが起こってきていること以外には、顕著な変化は見えていない。

日本では、相変わらず、IBDISは、外国人の高額所得者子弟向けのエリート教育校という「常識的」イメージが強い。筆者も最近までそう考えていた。ところが、2008年フィンランド短期調査で、①IBDISは、大部分が「公立」校であり、②その学費は「無償」であって、③フィンランド籍の子どもにも開放されていることを知って、衝撃を受けた。

筆者の「常識」は、完全に打ち砕かれてしまったのである。

フィンランドの人口は、5百万人余で日本の人口1億2千万人余の24分の1に過ぎない。しかも、日本同様、英語国ではない。にもかかわらず、日本より少し多い15校のIBD認可ISの創設に成功している。内13校【87%】は、自治体が設置した「公立」校であって、完全な「無償」教育を提供している。授業は英語で行なわれるので、入学に際して英語の学力試験は課されるが、フィンランド籍の子どもの通学も認められている。政府は、需要があれば、必要な数のISを増設する政策をとっている。例外的な私立IBDISでも、政府の教育基準に適合していれば、地方当局が教育サービスを購入するので、「無償」になる。

Ⅷ-2-3-2. フィンランドとIBDIS先進国との比較

ところで、世界的な枠組みの中で、IBDIS先進国と比較した場合、フィンランドの位置づけはどのようなものなのであろうか？

その点の調査が未了だった。最近IBO事務局に尋ねてみた。幸いにもすぐに回答があったので、添付された統計表³⁷の中から公立IBDISを数多く設置しているIBDIS先進諸国を、公立校の数（二桁以上）の順にあげて、

37 Justin Sanders氏（IBO研究専門員）からの2011年4月5日付けEメールに添付されたDiploma schools by country (2) と題する表。IBO及びジャスティン・サンダース氏のご厚意に感謝します。

以下のとおり、(表1)を作成してみた。【 】内の数値は、全IBDISの数である。右側の数値は、TOEFL（英語を母語としない諸国の人々の英語力テスト）の得点（インターネットによるiBTテスト結果。2010年）³⁸である。

(表1) 世界のIBDIS先進諸国とTOEFL得点比較

	IBDIS公立校【全体】	TOEFL (iBT平均点) ³⁹
① 米国	646 【729】	86
② 英国	137 【216】	96
③ カナダ	117 【139】	92
④ オランダ	84 【92】	100
⑤ スウェーデン	29 【31】	92
⑥ スペイン	22 【52】	87
⑦ ドイツ	18 【45】	95
⑧ エクアドル	18 【45】	83
⑨ ノルウェー	17 【21】	92
⑩ ポーランド	15 【31】	88
⑪ デンマーク	13 【15】	99
⑫ フィンランド	13 【15】	95
⑬ オーストラリア	11 【62】	93

【2011年、著者作成】

38 Table 10. TOEFL iBT Total and Section Score Means1 —All Examinees Classified by Geographic Region and Native Country, Test and Score Data Summary for TOEFL Internet-based and Paper-based Tests January 2010—December 2010 Test Data, pp. 10-11.

<http://www.ets.org/Media/Research/pdf/TOEFL-SUM-2010> Visited on 8 May 2011.

39 Ibid. p.10. 受験者は、母集団である人口全体の平均的な集団ではないこともある。受験者の集団に限られた相対的な数値であって、これを絶対視することはできない。しかし、一定の参考値としては活用できるだろう。日本人のTOEFLの2010年版報告書のiBTテスト結果（平均点）は、70点であり、アジア諸国では最低ランクに属する。日本より得点が低いアジア諸国は、ラオス67点、タジキスタン66点、カンボジア63点のみである。ちなみに、大韓民国は81点、朝鮮民主主義人民共和国は78点であり、日本に相当大きく水を開けている。高得点は、シンガポール98点、インド92点であり、日本はこれらには遠く及ばない。

この（表1）を作成して見て、「公立」のIBDISの数が、先進諸国では、筆者の想像以上に増加していることがわかり、驚いた。IBDISは、決して、特権階級＝高額所得者の親の子どものためのエリート校ではなくなってきているのである。

「今日では、IB世界学校のうち約50%は政府に属している（学費無償）。」という⁴⁰。（表1）から分るように、IBDIS増設に最も熱心に取り組んでいるのが、米国の公立高校（公立割合89%）である。しかも、前述のとおり、米国でのIBDISの年間増加率は17%に達している。このことを考えると、今後の世界的な傾向としても、公立校の割合は急速に増加し、後記の「北欧型」（公立割合80%以上）に近づくことは、ほぼ間違いないであろう。

IBDISは、バイリンガル（国際的言語と母語）教育を柱としているが、英語のみならず、フランス語、スペイン語も含め、3つの国際的言語を主な教育言語として運営されている。

だから、英語が主要言語としてとして使われている国（米国、英国、カナダ、オーストラリア）は、もともとIBDISを設置し易い環境にある。スペイン語が主要言語として使われている諸国（スペイン、エクアドル）でも同様である。中南米では、エクアドルが突出しているのは、なぜなのだろうか。もっとも、フランス語が公用語のひとつとして使われているスイスで、「公立」IBDIS校がわずか4校（ドイツ語圏にある）にとどまっているのはなぜなのだろうか？スイスは、IBDIS発祥の地であり、IBDISが32校もあるのに、公立校が少ない原因がよく理解できない。今後、研究を要するであろう。

注目すべきは、北欧諸国である。北欧では、英語、フランス語、スペイン語は、いずれも主要言語ではない。にもかかわらず、公立IBDISが二桁以上設置されている。フィンランドだけが例外的に公立IBDISを設置

40 *Supra*. History of the IB.

していたのではなかったことは、フィンランドのみに目を奪われていた筆者にとっては、新たな発見であった。北欧諸国（スウェーデン【公立94%】、ノルウェー【公立81%】、デンマーク【公立87%】、フィンランド【公立87%】）で多数のIBDISが設置されている。北欧諸国の内訳を見ると、80%以上のIBDISが「公立」校であって、圧倒的多数を占めていることに顕著な特徴がある。

共に地理的に北欧に近接しているオランダとドイツは、多数のIBDIS設置に力を入れている。しかし、「公立」IBDISの割合を見ると、オランダ【91%】は、ドイツ【40%】とは大きく違い、公立割合は、米国【89%】、カナダ【84%】を凌駕し、世界でもトップレベルである。

（表1）を作成して、統計が示しているところを整理して見ると、オランダを含めた「北欧型」諸国は、いずれも、多数のIBDISを持ち、その公立割合は、80%を越えていることが分ってきた。

（表1）のIBDIS先進諸国では、英語力はどの程度であろうか？

参考のために、（表1）の右列にTOEFLテストのデータを上げてみた。TOEFLは、米国のみならず、世界諸国の大学・大学院などへの入学申請に際して英語を母語としない学生の英語力を証明するために、広く活用されている。だから、日本でもよく知られている。2005年9月に始まった最も新しいテスト方式である「インターネット・ベースド・テスト」（iBT）の結果（平均点）をとりあげてみた。満点は、120点で、得点が高いほど英語力が高いことになる。データは、2010年のものである。iBTの100点は、従前の書面による「ペーパー・ベースド・テスト」（pBT）の600-603点程度に相当するとされている⁴¹。筆者が知る限りでは、iBT100点は、通

41 TOEFL Internet-based Test Score Comparison Tables, p. 6.

http://www.ets.org/Media/Tests/TOEFL/pdf/TOEFL_iBT_Score_Comparison_Tables.pdf

Visited on 8 May 2011.

常世界中の多くの大学で大学院進学に必要な最低限の英語力とされている。

（表1）の諸国は、公立のIBDISを多数設けているが、これらの国の人々は、概して英語力が高く、iBTで、83点以上を得点している。しかし、その他の諸国でもこの程度の得点は取っているから、これだけではIBDIS公立校の数と英語力の間に強い関係があるとは必ずしも断定しきれない。

そのうちでも、公立割合が80%を越える「北欧型」（オランダを含む）5カ国を見てみると、世界最高の平均得点を得たオランダの100点から、5か国中で最低の平均得点でも92点（スウェーデンとノルウェーが同点）と、トップレベルの得点域に分布している。「北欧型」5カ国が、英語力世界トップグループを形成していることは否定できないだろう。「北欧型」諸国は、英語を主要言語としていないのに、これだけの英語力を備えるようになっていることに注目すべきである。

筆者が注目してきたフィンランドだが、TOEFL平均得点は、95点と好成績を収めている。フィンランド語は、英語に近い言語ではなく、ウラル語の一つに属する。英国の植民地になったことはない⁴²。ロシア（ソ連）の支配を受けたにもかかわらず（ロシア語ではなく）、英語教育に力を入れて、成功してきた。それはなぜなのだろうか。国際法を重視し、国際連盟、国連をはじめとする多国間国際機構に最大限協力してきた。世界人権宣言をはじめ、欧州人権条約および国連の制定した国際人権条約の遵守では世界のモデルとなってきたことにも注目すべきであろう。

42 日本人のTOEFL平均得点がアジアでも最低ランク（2010年iBT70）であることを説明するために、日本語と英語がかけ離れた言語であること、日本が米英の植民地になったことがないことをあげる研究者（たとえば、後掲大谷泰照「第2編 第1章 国際的に見た日本の異言語教育」大谷他編著『世界の外国語教育政策』、480-481頁）がある。しかし、この説では、フィンランドでのTOEFL平均得点（2010年iBT95）、韓国でのそれ（2010年iBT81）が、日本よりもはるかに高いことは説明しにくい。むしろ、大谷泰照氏自身も厳しく批判している日本の英語教育政策の遅れに原因を求める方が説得力を持つのではないだろうか。

これらの諸国、特にフィンランドを含む「北欧型」諸国では、どのような経過で、なぜこのような「公立」IBDISを実現する教育法制が可能になったのであろうか。また、これらのIBDISではどのような歴史教育がなされているのだろうか。IBDISの教員養成は、どのようになされているのだろうか。これらを明らかにする為には、長期間を要する現地比較研究が必要である。

このような研究は、東アジアの未来を拓く可能性を秘めているのではないだろうか。東アジアの学生を受け容れる「公立」校による「無償」IBDIS教育の実現のためにはどのような研究が必要だろうか。

実験的に教員養成プログラムを開発することも検討課題であらう。

VII-2-3-2. フィンランド教育モデルの成果の考察

2008年短期調査の際に、ヘルシンキの市立図書館を訪問したことは、VI-2-3-2-2. で述べたが、筆者が求める英語の書籍はなかった。それでは、市立図書館訪問は役立たなかったのか？

あとで振り返ると、図書館訪問は、正反対の大成功だった。その後の調査につながる「決め手」とも言える情報を入手する契機になったからだ。本がなくても、公共図書館とライブラリアンは役立つのである。この図書館訪問がなければ、それ以後の調査は不可能だった。その意味で調査の「要」になるほど有益なものだった。

このライブラリアンが特別有能だったのかもしれない。また、特別に親切だったのかもしれない。だが、別の可能性はないだろうか？

3年後の今想起してみると、ライブラリアンのコンピューターを活用した専門的なサービスによって、筆者の困難な課題についての調査が短期間に実現したのである。

筆者がライブラリアンに説明した日本での外国籍の子どもの教育差別の

問題は、日本でも、欧州でも、これまで誰も取り組んでこなかった新しい問題であった。いわば、「正解がない問題」への答えを探す旅だったのである。この問いへの答えを探そうと東洋の果てからやってきた初対面の研究者への有効な支援は、簡単ではない。

単なる「親切サービス」と言うだけでは対応はできない。また、「偶然の幸運」で、適切な回答が見つかるはずのものでもなかったのではないか？

フィンランド語を一言も理解せず、フィンランド初訪問の研究者が英語で発する困難な問いに対応して、ライブラリアンがいとも簡単に、調査の「要」になる情報を与えることができたのである。そのことは、フィンランドの新しい公共図書館機能を象徴する行政サービスの充実ぶりであり、フィンランドの教育の成果だったと解釈する余地はないのだろうか？

当時のメモを反芻しているうちに、以下のような着想を得たので、列挙しておきたい。

- ① フィンランドのノキアに象徴される世界最高の【IT産業のインフラ】、及び
- ② 【情報センターとしての図書館】の学術機能が総合的且つ有機的に組み合わさって機能し始めていたと仮定するなら、そして、
- ③ フィンランドの【問題解決型教育】の基礎の上に、
- ④ 【優れた英語教育】に加えて、
- ⑤ 【世界化時代の高度の高等教育】が組み合わさって、
- ⑥ 【高度の情報サービス活動】が花開いていたのではないだろうか。
- ⑦ もし、2008年当時のフィンランドでは、そのような情報化時代の高度のサービスが、公立図書館で一般化していたと仮定するなら、筆者が受けた図書館サービスは、フィンランドの【世界トップレベルの教育の成果】が現れた典型的な事例だったと評価できるのではな

いのだろうか？

新しい時代の教育を推進するフィンランドがPISAテストで世界トップレベルの成績をおさめるようになったのは、単なる幸運によるものではなさそうである。テストが測ろうとしている能力の基準が新しい時代にふさわしく「問題解決型」の学力に変わってきたから起こったことなのではないだろうか。

これに対して、日本の教育は、つねに「正解」を求める受験勉強によって象徴されるように、膨大な暗記を必要とする知識集積重視型の学力に固執してきた。そのために、「正解がない」あらゆる解決困難な問いが山積する新しい時代には十分に機能しなくなっている。

入学試験万能の教育は、工業化時代には適合したのかもしれないが、情報産業化時代⁴³が急速に進みつつある現代では、評価が低くなった⁴⁴。データの蓄積と検索で代替できる暗記型知識は、コンピューターに任せればよい時代になった。フィンランドの教育が進めているような「問題解決型」の学力こそが、現代の世界では必要とされているし、高く評価されるようになってきているのである。

筆者が会うことができたライブラリアンは、このような新しいフィンランドの教育を受けて育ってきているに違いない。だから、筆者が提起した「外国籍の子どもの義務教育への権利と差別」というような、これまで研究がない新しい課題に対しても、フィンランドのライブラリアンは、ほと

43 情報化時代の30年後を予測する一つの見方については、SoftBankのウェブサイト「ソフトバンク新30年ビジョン——情報革命で人々を幸せに」を参照されたい。
<http://www.softbank.co.jp/vision/?page=presentation/summary.html> 2011年5月9日閲覧。

44 孫正義氏講演。USTREAM「田原総一郎X孫正義対談『デジタル教科書で日本は変わるのか？』」
http://www.ustream.tv/recorded/11223402?lang=ja_JP 2011年5月9日閲覧。

んど瞬発的に対応できたのではなかろうか。

しかも、国際化の中で強力に進められてきたフィンランドの英語力育成のための教育が成果をおさめて、公共図書館のライブラリアンは、外国人から英語による質問を受けても、高度の英語力を発揮して、コンピューターを活用して、即応できた。

それに加えて、フィンランドの法制度などに関しても、瞬時に英語による説明ができるだけの情報が、フィンランド関係者の作成・発信するデータベースに集積されている。だから、全国教育委員会の総務部長は、筆者との英語によるコミュニケーションに際して、フィンランド製の英語の法律情報に瞬時にアクセスできた。そのため、筆者の疑問の大部分は、フィンランド語の法律文書を翻訳するまでもなく、英語の法律情報に基づいて、その場で解消したのである。

高度の教育基盤、コンピューターに象徴される豊富な情報基盤、高度の英語力、このような基礎的なインフラがない限り、筆者の英語による質問に対して、直ちに英語によって適切な情報を提供することはできなかったはずである。

日本の公立図書館でも、行政庁でも、このような適切なサービスが得られるだろうか。「まず無理だろう」と直感的に思うのは、日本では、教育の基盤、情報の基盤、英語力の基盤が、いずれも不十分だからである。

こうして見ると、筆者の短期調査がフィンランドで成功したことは、偶然の幸運ではなく、十分な理由がある当然の結果ということになる。

日本でこれらの基盤を築くためには、まず教育改革を実現することが必須である。

Ⅷ-3. 日本の過去を反省し、100年後の未来を展望する

日本教育法制による国際人権法違反の問題は、どのような構造から起き

てきたのだろうか。それが分れば、解決策を検討することも可能かもしれないと思われる。

Ⅷ-3-1. 外国籍の子ども差別と「アパルトヘイト」

日本政府による外国籍の子どもの差別の本質は何であろうか？

筆者は、一連の研究の結果、差別の根底には、教育上の「アパルトヘイト」（人種隔離政策）が、潜んでいるのではないかと考えるようになった。

2006年教育基本法「改正」問題が大きな政治課題になったときのことが、論議の焦点となったのは、「日の丸」「君が代」教育に象徴されるような日本だけに対する「愛国心」教育だった。

その際は、日本人学校（1条校）に通学する外国籍の子どもの問題は、中心的な課題として論議されることがなかった。日本に対するナショナリズムだけが強調された。外国籍の子どもたちもそれぞれの母国があって、それぞれの国への「愛国心」もナショナリズムも存在するはずなのに、そのことには注目されることがなかった。仮に、外国籍の子どもの「1条校」に入学させても、あくまでも、日本人の後継者を養成する教育目的を貫くことになる。戦前から連続する外国人の日本への同化教育政策は改まっていないから、「1条校」では、教育の内容は、「人類」の後継者の養成を目的とするものにはならないのである。

これに対して、外国籍の子どもに対する日本政府の政策は、それぞれの外国の人々の後継者を養成する「外国人学校」という「ゲットー」に囲い込むことである。日本に居住する外国籍の子どもの親からは、税金（教育費を含めたもの）を徴収するが、外国人学校には国庫助成を一切しない。だから、必然的に「外国人学校」の教育環境は劣悪となり、必然的に「ゲットー化」する。そのことについて、日本の草の根社会の間では、「正義に反する」という観念も弱い。

他方、学費が高額だが、私立のIBDISは、「人類」の後継者を養成する

ことを目的とする。日本政府は、IBDISにも、国庫助成をしない。だから、ますます学費は高額となる。その結果、外国人の富裕層の子弟だけが学ぶことができる特権的なエリート学校となる。

IBDISには、国籍はなく、「インターナショナル」（文字通りなら日本も含まれる）な国際社会の学校なのに、日本政府はこれを外国人向けの学校と解釈する。このことは、日本政府には、日本が国際社会に属するとの感覚がないことを意味する。日本籍の子どもは、「人類」ではなく、「日本人の後継者」として教育する必要があるとの固定観念があるために、IBDISへの通学を、原則として禁止する。その結果、日本籍の子どもの親は、学校選択権を侵害され、日本籍の子どもは、バイリンガルの国際教育への権利を剥奪されることになる。

これら2種類の「外国人学校」は、ともに、日本法上は、外国籍の子どもが学ぶところとされ、日本籍の子どもが学ぶところではないと取り扱われている。だから、政府は、如何に教育環境が劣悪でも、学費が高額でも、放置する。

憲法98条2項は、「日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを要す」と定めている。だから、日本政府には、1948年国連総会が採択した世界人権宣言が人類の人権を保障するようになって以降、その実施のために制定された国際人権条約を日本国が締結したことにより、これらを遵守する義務を負った。その結果、外国籍の子どもの義務教育への権利が保障されるようになり、外国籍の子どもの差別も禁止されたのである。

ところが、日本政府は、憲法も国際人権法も遵守に不熱心だった。そのことは、（その4）で詳述した。世界の諸国が人類の視点を持つようになり、欧州諸国の比較法研究で明らかになったように、外国籍の子どもの教育への権利が保障されるようになってきた。にもかかわらず、日本は、日本だけが他を凌駕して発展する人種差別的政策こそが「経済世界一」にな

るために必要だと確信したのではないだろうか。国際法の遵守よりも、日本の経済発展の方が重要だと誤信したのであろう。戦後は、戦前の軍国主義が経済主義に置き換わっただけで、自国中心・人種差別的政策には変革がなかったのである。

このような経済優先の自国中心・人種差別政策が国策として維持されるなかで、戦後教育政策も、戦前の人種差別主義を放棄することをしなかった。「国民」を連呼する日本の政党も、ナショナリズムを引きずってきた草の根社会に支えられていた。ここに、戦後日本社会の根本的な欠陥があったのではないか。

日本籍の子どもは、日本文化によって「日本人の後継者」として養成され、「世界最高の経済大国日本」を創ることができるはずだった。ところが、筆者が英国へ留学した1988年頃に頂点を迎えた日本の「繁栄」は、その後、どうなったのだろうか。

「日本は先進国を追い越した。欧米から学ぶものは何もない。」と日本の多くの人々が言い出し、筆者が留学していたロンドンの街路を肩で風を切るように闊歩していた。ところが、世界の「新スーパーパワー」と持ち上げられ⁴⁵、自らもそのように自負していた日本の最近の落ち込みはとどまるところを知らない。

その原因の大きな要因は、教育政策の失敗にもあるのではないだろうか⁴⁶。それは、上記の外国籍の子どもの差別に象徴される多くの重大人権侵害を意に介することがなかった日本政府の失敗による。草の根社会も、それを変革するだけの力をもたなかった。

国際化し、さらに世界化する地球社会の中で見ると、日本の教育政策の結果はどうなっただろうか？

45 William Horsley & Roger Buckley, *Nippon: New Superpower Japan Since 1945*, 1990, BBC Books.

46 森嶋通夫『なぜ日本は没落するか』岩波書店、1999年。

PISAテストの結果では、日本は、フィンランドに遅れをとってしまったことは周知の事実である。

事実上の世界共通語になった英語を自由に使えるバイリンガルの日本人は、実際には留学できる一部の富裕エリート層だけに限られる。東大や京大を卒業した日本の「トップエリート」層の人々でも、バイリンガルの英語力は獲得できていない。

筆者が本論文で推奨するような「公立」で「無償」のIBDISを今すぐ多数設置することについては、論議さえ始まっていない。だから、当面バイリンガル教育を実現できないことは認めざるを得ない。

だが、前記したように英国法を導入することは日本でも今すぐにはできる。このような政策転換が実現すれば、「外国人学校」と見られてきた「非1条校」のIBDISへ日本籍の子どもの通学を認めることができるようになる。

これまで日本の教育政策は、これを刑罰で禁止してきたから、このような政策転換があれば、事情は一変する。少なくとも、高額授業料を払える高額所得者は、日本籍の子どもをIBDISに通学させることが可能になる。留学以外の方法で、日本に暮らしながらも、バイリンガルの日本人を養成する道が開ける。

その後に、「北欧型」の「無償」且つ「公立」のIBDISを創設するための論議を起こすことが可能になるだろう。

これまでの、誤った教育政策の結果何が起こったのだろうか。

日本人の英語力は、TOEFLテストの成績を見ると、経済協力開発機構(OECD) 諸国内は言うまでもなく、アジア諸国内でも最低レベルの成績にとどまっている⁴⁷。日本と北朝鮮の受験者を比較すると、TOEFLテスト

47 *Supra*. TOEFL, p.10. 日本人のTOEFLの2010年版報告書のiBTテスト結果（平均点）は、70点であり、アジア諸国で最低ランクに属する。この事実を冷静に見つ

でともに最低点を取っているという説⁴⁸がある。だが、念のために最新データ（2010年版統計）を探したところ、日本の方が下位であった⁴⁹。

IT革命のために急速に進む情報化社会では、大部分の情報は、事実上の世界共通語である英語で発信されている。しかし、英語力不足の多くの日本人は、コンピューターを持っても、豊富な英語情報をスピーディー且つ自由に活用できない。これでは、世界の動向を知ることままならず、ますます大きな流れから取り残されるしかない。

2003年に日本政府は、英語教育の改革のために、英語教員のレベルアップを図る政策⁵⁰を打ち出した。しかし、日本政府の新目標でも、英語教員

め、対応しようとすることに「自虐的」と反発する人もいる。しかし、自らの立ち位置を知ることしなければ、日本が破滅する可能性がある。真の「愛国者」であれば、自国を救済することを最優先する必要があるのではないか？「自虐的」という言葉を氾濫させることで、日本の「危機」を自覚できなくしてしまうとする人たちは、その結果としてやってくる日本の未来の破滅的な事態にどのように責任をとるのであろうか？病気の治療に譬えてみよう。自らの症状を見つめ、その原因である病気が何であるのかを知ろうとしない限り、治療法を探すことはできない。病気の真の原因を知ろうとすることは、「自虐的」なのであろうか？

- 48 石弘光『国の借金』講談社、1997年。2004-2005年のデータでは、正しいと言えないこともない。cBT得点日本平均点191点で、アジアでは最下位から2番目である。朝鮮民主主義人民共和国の190点が最低点。Test and Score Data Summary 2004-05 Test Year Data, Test of English as a Foreign Language Table 10. TOEFL CBT Total and Section Score Means1 — Nonnative English-Speaking Examinees Classified by Geographic Region and Native Country2

<http://www.ets.org/Media/Research/pdf/TOEFL-SUM-0405-DATA.pdf> 2011年5月10日閲覧。

- 49 *Supra.* TOEFL, p.10. 日本人のTOEFLの2010年版報告書のiBTテスト結果（平均点）は、70点であり、朝鮮民主主義人民共和国は78点である。

- 50 文部科学省「英語が使える日本人」の育成のための行動計画（抜粋）（平成15年3月31日）2. 英語教育改善のためのアクション2. 英語教員の指導力向上及び指導体制の充実【目標】「○概ね全ての英語教員が、英語を使用する活動を積み重ねながらコミュニケーション能力の育成を図る授業を行うことのできる英語力（英検準一級、TOEFL550点、TOEIC730点程度以上）及び教授力を備える。」

<http://www.e-jes.org/03033102.pdf#search=英語が使える日本人> の育成のための行動計画¹ 2011年5月10日閲覧。

のレベルは、TOEFL (pBT) テストの成績が、「550点以上」という水準でしかない。これでは、諸外国の大学院に入学する最低レベルの英語力 (pBT600点以上が標準) にさえ遠く及ばない。

日本の英語教員は、英語による授業を実施できるであろうか？これまでのように、日本語で英語の授業を実施しては、バイリンガルの子どもは育たない。このような小手先の教育政策では、100年たっても、フィンランドに追いつくことはできないだろう。

外国籍の子どもを差別し、日本籍の子どもだけが利益を得るように「優遇」していたつもりだったはずの「アパルトヘイト」教育政策に固執してきた日本が行き着いた終着駅は、意図とは逆の結果を生んでしまった。日本人は豊かになるところか、全体として確実に沈んでゆくしかない。日本という船に乗っている私たちは、子どもたちも含めて、ゆっくりではあるが沈み続け、やがては消えてしまうしかない。そのような悪夢に悩まされる。

VIII-3-2. フィンランド・モデルの場合

福祉社会を目指すフィンランドには、「分かち合い」の精神が、「無償」の「公立」学校による教育政策の基盤にある。障がい者も、経済的弱者も、外国籍の子どもも、差別しない。そして、フィンランド籍の子どもをも、IBDISから排除することなく、バイリンガル教育の機会を保障している。

上記で報告したように、通常「公立」学校ばかりか、IBDISでさえも、給食費を含めて教育は「無償」である。校舎も街路も日本の私立学校のように「びかびか」ではない。だが、どんなに貧しい家庭の子どもも、世界最高の教育を受けられる。

IBDISは、主として外国生まれの英語力を持つ子ども向けに創られた学校ではあるが、フィンランド生まれの子どもの親も、バイリンガルの英語

力を育てたいと考えるなら、ここに子どもを入学させることができる。子どもに英語を主要教育言語とするバイリンガル教育を受けさせたいという親が多ければ、需要に応じて新しいIBDISを増設するというのが、政府の政策である。そのために、大学と地方当局が協力して、専門の教員を常時養成している。

フィンランドでは、障がい児も特別の教育支援を受けられる。入試競争は日本のような激しさではない。だからだろうが、学校間格差も学内格差も小さい。その結果、PISAテストではOECD諸国でトップレベルの成績を維持しているのである。

Ⅷ-3-3. 100年先の教育の展望

それでは、日本籍の子どもだけでなく、日本に住む外国籍の子どもともに豊かな教育を受けることができるようにする道はないのか？

後述のような政策を採用すれば、日本の落ち込みをとどめ、浮上に転換することができるだろう。

そのまえに、若干の検討を要する問題がある。100年後はどのような社会になると予想できるのか？そこでは、人々は、言語をどのように使いこなしているだろうか？そのための教育は可能なのか？その教育には弊害がないのだろうか？

Ⅷ-3-3-1. 100年後の社会と言語

Ⅷ-3-3-1-1. 超高度情報化社会の到来

ソフトバンク社長の孫正義氏は、30年後の社会は、高度の情報化社会になり、コンピューターは人間の頭脳を凌駕する能力を獲得すると予測している⁵¹。

それでは、100年後は、どのような社会となっているのだろうか？30年

51 前掲孫正義氏講演。

後の社会がさらに発展して、超高度情報化社会が到来しているだろう。

情報は、言語によって保存され、交換される。すでに、情報交換には国境がほとんどなくなってきている。100年後には、地球上の情報の交換の観点からは、国境は意味が無くなっているであろう。人々は母語以外の世界の共通語によって、自由に情報を交換するようになるだろう。

大部分の情報の蓄積は、世界共通語によってなされ、その量は桁違いに膨大なものとなるだろう。そのような情報を交換するコミュニケーションは想像もつかないほどの超スピードで行なわれ、膨大な情報処理を必要とするようになるだろう。

人々は、バイリンガルの能力を備えるようになるので、通訳を介することもなく、共通語を自由に使いこなして直接に情報交換するようになっていくだろう。

人々の母語は未だ存続しているであろう。異なる母語同士の間では、翻訳は機械によって自動的になされるようになるだろう。しかし、共通語による直接の情報交換の方が、正確且つ便利だから、広く活用されるだろう。共通語を自由に操作できなければ、どのような仕事も、生活もできなくなるだろう。

Ⅷ-3-3-1-2. 100年後の未来世界の共通語と教育

それでは、どのような言葉が共通語になっているだろうか？

現在の世界情勢から考えるなら、自然の成り行きとして、現在以上に英語が共通語としての確固たる地位を占め続けるだろう。英語は、生きた言葉だから、エスペラントのような人造語に比べて、内容が豊富である。他の国際語よりも、文法が簡略である点も、共通語としての存続に有利ではないか。

「英語帝国主義」という批判もあった。1919年、多国間国際機関である国際連盟ができた当時は、英語とフランス語が国際語としてのしを削っ

た。言語を制する者が、国際政治でも有利な立場を築くことができた。国連ができてからも、公式には国連用語として6言語（英語、フランス語、スペイン語、ロシア語、中国語、アラビア語）が使われた。

だが、現場では、英語が最も簡便な共通作業言語として活用されてきた。

欧米列強諸国による植民地獲得競争が繰り広げられ、支配者が使用する言語が被支配者にも強制されることもあった。それは、歴史が示すところである。

後発日本までが、植民地支配獲得競争に参入し、武力によるアジア諸国への侵略を繰り広げた。その際、日本は、韓国など被支配国民族を皇国臣民として同化する政策を採り、母語を奪って日本語を強制した。しかし、それらの諸国が戦後独立を果たした後は、日本語は、日本の植民地支配を嫌った被支配民族から嫌悪されることとなった。結局、日本語は、アジアの支配的な言語とならなかった⁵²。

英国の植民地支配を受けた米国、インドなど膨大な人口を擁する諸国は、英国による植民地支配に対して、武力的な抵抗又は非暴力の抵抗による独立運動を経て独立を果たした。だから、英国に対して批判的な歴史認識を持っていたはずである。にもかかわらず、独立後も支配者の言語である英語を廃止せず、共通語として使用し続けた。英国支配下にあった植民地は、独立後も、国内の共通語として英語を活用してきた歴史がある。それは、なぜなのだろうか？

そのほか、アジア太平洋圏には、カナダ、オーストラリア、ニュージーランドのような英連邦に属する国や米国の植民地だったフィリッピンのよ

52 韓国のソウル大学では、未だに日本語を教えていない。筆者は、韓国語ができなかったのので、韓国訪問時は、できる限り英語を使ってコミュニケーションを行なった。韓国の人々の日本語に対する敏感な感情を考慮して、日本語を使うことを差し控えたのである。

うに英語を共通語として活用してきた諸国も少なくない。

フランス語圏、スペイン語圏のようなヨーロッパの言語を使ってきた人々も、実益をとまなうからか、(表1)のTOEFLの得点に垣間見ることができるように、最近では英語に習熟してきたように見える。

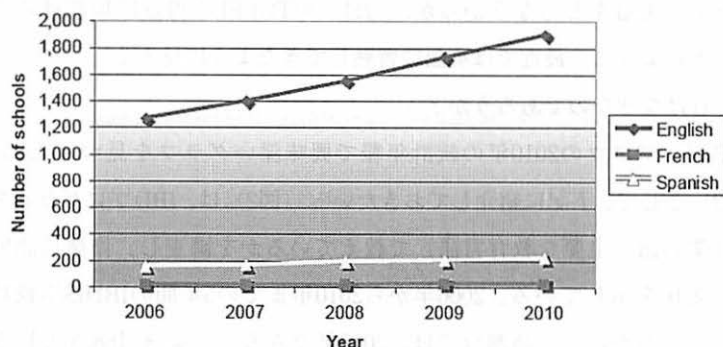
それはなぜなのであろうか？

IBディプロマの2010年の統計年報で興味深いグラフを見つけたので、(図2)として、下記に紹介しておきたい⁵³。(図2)は、IBDプログラムをどの作業言語（主要な教育言語）で教えているかを調査し、作業言語別に年次変化を示している。2006年から2010年までの5年間のIBDIS学校数がグラフでわかる。言語割合では、2010年でみると、英語【88.26%】が圧倒的に多い。驚いたのは、フランス語割合【1.25%】が、スペイン語割合【10.49%】よりも一桁も少ないことである。筆者は、国連人権会議に何度も参加した経験があるが、そこでは、英語とフランス語が作業言語として使われてきていることを経験してきた。その筆者の感覚とは逆の統計結果を見て、意外だったのである。しかし、予想通り、英語を使って教えているIBDISが圧倒的に多いことは動かない。この傾向は、5年間の間にわずかではあっても増加しており、10年後には英語割合は、90%を越えるのではないだろうか。この(図2)は、世界的に英語を主要言語にするバイリンガル話者が、着実に増加しつつある客観的事実を示している。

53 *Supra*. "The IB Diploma Programme statistical bulletin, May 2010 examination session", Graph 2.1.

図2：IBDIS数の作業言語別年次変化2006年から2010年

Graph 2.1 Number of schools following the Diploma Programme by working language 2006–2010



IBディプロマ統計年報：2010年11月IBO作成Graph 2.1抜粋

日本、韓国、中国のような漢字文化圏諸国でも、英語を第1外国語として教育を推進してきたことも、英語に有利な流れを促進したであろう。

これらを総合すると、2011年現在、英語はすでに事実上最も広範囲な通用力を持つ世界共通語の地位を獲得していると見てよいのではないだろうか。現在すでに、インターネットの世界では、英語が他を圧して最大の情報源となっていることは、周知の事実である。

100年後には、英語が世界共通語の地位をますます高め、情報交換がより緊密且つ頻繁になされるようになるだろう。好悪を問わず、国際化・世界化の流れを拒否することはできない。超高度の情報化・国際化社会が到来する。だから、英語と母語のバイリンガル能力を備えた人々が、活発に活躍する時代になることは確実である。世界に共通語としての通用性をもたない母語のみでは、とうてい超高度情報化社会に貢献できないだろう。その時代には、翻訳や通訳を待っていては、変化のスピードについて行くことは不可能である。そのような社会が到来すると予想できる。

だからこそ、将来は、「教育を受ける権利」の内容はより充実したもの

となり、世界中どこでも、英語と母語のバイリンガル教育をすべての人のために保障する国際法及び国内法が整備されるに至るであろう。

Ⅳ-3-3-2. 天才だけがバイリンガルになるのか？

それでは、天才だけが、バイリンガルになれるのだろうか？日本では、そのような誤解が存在する。それは、バイリンガル教育の経験が乏しいこと、日本教育法がIBDISのバイリンガル教育を日本籍の子どもに対して、原則的に禁止してきたことが原因になって、信じられてきた「迷信」と言ってよい。

成人になるころから外国語を真剣に学ぼうになった日本人の各界の著名人たちの悪戦苦闘ぶりについては、相当広く知られている⁵⁴。筆者は、法律家だが、生涯悪戦苦闘し続けても、到底バイリンガルの言語能力を獲得することができなかった。外国語を十分聞き取ることができないことが最大の悩みである。多くの外国語の研究者・教員自身も、相当の苦労を重ねても、バイリンガルの能力を獲得できなかったのではないか。長年の留学などの苦心惨憺の果てに、バイリンガルに近い程度にまで外国語習得に成功した人々もないわけではなかったが、それらの人々は、少数だった。だから、例外的な語学の「天才」「達人」として尊敬されたのであろう⁵⁵。

しかし、筆者は、「母語を学ぶことができる言語能力がある子どもなら、早期に教育を始めれば、誰でもバイリンガルになれる。」と確信している。早期とは、耳の生理的能力が固定されてしまうという5歳ころまでの幼児期から始めるのがよいと思う。

なぜそう確信するようになったかの理由を開示する必要がある。

筆者は、前述したように、日本法によるバイリンガル教育を実施して

54 岩波新書編集部編『英語と私』（岩波新書）2000年、岩波書店。

55 斎藤兆史『英語達人列伝—あっぱれ、日本人の英語』（中公新書）、2000年、中央公論新社。

いるIBDISへの入学禁止政策にもかかわらず、子どもに幼いときから、IBDISの英語と日本語のバイリンガル教育を受けさせてきた体験を持つ。筆者の子どもだけでなく、そのクラスメートたちは、普通の子どもたちに見える。だが、IBDISでは、バイリンガルはもとより、トリリンガルの能力を備えつつ成長している子どもさえある⁵⁶。

Ⅷ-3-3-2-1. バイリンガル話者は、環境が育てる

バイリンガル環境では、バイリンガル話者が育つ。したがって、教育次第でバイリンガル話者を育てることは可能である。経験が教えるところだが、早期に始めるほど、教育効果が上がる。幼児期に始めれば、有利であることが知られている。

ヨーロッパでは、複数の言語が同じ国の中で使用されていることは珍しくないから、複数言語を使いこなすようになる人々も少なくない。カナダのように、英語とフランス語のバイリンガル地域を持つ諸国もある。移民の国である米国は、多民族がともに暮らす「坩堝」だから、バイリンガル話者はめずらしくない。インドのように、地域によって、多数の言語が使われ、教育などの共通語として英語が使われている国も同様である。

Ⅷ-3-3-2-2. バイリンガル話者は、教育が育てる

大多数の日本人のように、「単一文化・言語神話」を信じている国もある。だが、世界的に見ると例外的な存在であろう。筆者も、1960年代終わり頃の大学生当時は、「英語はごく一部のエリートしか必要ない」と信じていたが、時代の流れを読めていなかった不明を恥じるしかない。いまで

56 筆者の体験は、すでに先進的な研究者によっても裏づけられていると言ってよいであろう。JACETバイリンガリズム研究会編『日本のバイリンガル教育：学校の事例から学ぶ』三修社、2003。

も大学教育の最先端でも同じ考え方が生きている⁵⁷。

日本の国際化を推進するために、「英語を第2公用語にすべきだ」という説⁵⁸があるが、「過激だ」と批判する人も少なくないだろう。しかし、格差社会を創らないためには、居住者すべてに英語を習得する権利を保障する必要がある。情報化社会の到来は、そういう時代の到来を避けがたくしたのである。そうでなければ、人類は、一部の「エリート」層と「被支配者」層に分断されることになるだろう。

実際には、日本にもバイリンガル教育を実践して、少数民族の言語を保持しようとする民族教育が生きている。たとえば、朝鮮学校の事例に注目するなら、地域社会でも家庭でも日本語を使いながら、学校では朝鮮語による民族教育を受けている子どもたちが多数いることを知ることができる⁵⁹。その結果、日本で、朝鮮語と日本語のバイリンガル話者が多数育ってきていることは、周知の事実である。日本政府と社会から弾圧、冷遇され続けてきたにもかかわらず⁶⁰、バイリンガル教育が、日本に存在し続けていることは特筆に価する。

さらに進んで、「越境人」の育成を目指す、韓日英のトリリンガル教育への挑戦も始まっている⁶¹。

朝鮮学校よりも数はずっと少ないが、前述のとおり、日本にあるIBDISでは、英語によるIBO認可による国際教育を受けている子どもたちは、バ

57 外国語をマスターする大学教育を実践している教員も、まだエリート教育を目指しているのだと思われる。関口一郎『「学ぶ」から「使う」外国語へ—慶應義塾藤沢キャンパスの実践』（集英社新書）、集英社、2000年。

58 船橋洋一『あえて英語公用語論』（文春新書）文藝春秋、2000年。

59 高賛侑『国際化時代の民族教育：子どもたちは虹の橋をかける』東方出版、1996。

60 金徳龍『朝鮮学校の戦後史 1945-1972』社会評論社、2002年。

61 2008年創設され、2010年に各種学校となった、大阪府箕面市の「コリア国際学園中等部・高等部」は、韓国語、日本語、英語のトリリンガル教育に挑戦し、「越境人」を育てようとしている。<http://www.kis-korea.org/> 2011年5月10日閲覧。

イリソガル教育を受けている。家庭と地域社会では日本語など母語を使って暮らし、学校では英語による教育を受けることで、英語と日本語のバイリンガルの能力を獲得している。

早期教育、教育方法、環境次第では、誰でも、十分バイリンガル能力を持つことは可能である。それを証明する実験段階は、遅まきながら、日本でも完了していると言ってよい⁶²。

外国語環境の重要性を示唆する事例がある。言語環境を変えるには、留学することが最善の対策であることはよく知られている。現在の韓国では、早期米国留学によって英語を子どもに学ばせるエリート教育が、「キログ」(渡り鳥の雁)現象として社会問題化している。日本も、このままIBDISで学ぶことを禁止し続ければ、同じ現象が起きるに違いない。

しかし、高度情報化時代では、IT技術とコンピュータの活用によって、英語環境を創ることが可能になった。これを多数の公立のIBDISの設置と組み合わせることで、環境条件は一変する。

前述したとおり、1919年一般的な多国籍国際機構である国際連盟が創設され、ジュネーブの連盟本部で働く国際スタッフの子どもたちの教育の必要上生まれたのが、ISOGである。そこから、IBDISが生まれ、発展してきた。国際連盟発足後、ほぼ90年が経過した今、IBDISは、爆発的發展をしつつある。「5年間で倍増する」というハイペースで増加し続けている。2020年には、世界中で10000校にも達すると予測されている。

この成功は、バイリンガル教育のノウハウと実践が世界のIBDISにより蓄積され、バイリンガル教育が世界中どここの国でも、誰に対しても、十分可能であることを証明したことを示している。

62 中島章夫・大迫弘和著『この国の未来を創る学校：日本型国際学校の可能性』創友社、2006。前掲『日本のバイリンガル教育』。

それ以上に、注目すべき新しい現象が起きている。英語国である米国、英国のみならず、非英語国である「北欧型」諸国でも、公立IBDISが多数設置され、「無償」のバイリンガル教育が提供されるようになってきた⁶³。今後、この傾向は、より急速に進行するであろう。

これは、バイリンガル教育が、すでに現代世界のあらゆる人々にとって必要な、必須の教育になりつつあることを如実に示していると考えられる。

ところが、日本はこの流れに完全に取残されてしまった。その原因はどこにあるのだろうか？

日本の中学・高校では、「日本」でしか通用しない大学入学試験向けの「受験英語」の教育がなされる。その教育は、日本語で教授される。大学での英語教育も同様で、文法と英文和訳中心の日本語による教育方法が守られている。

日本では、英語力は、英語によるコミュニケーション能力ではなく、日本語への翻訳能力で測られてきた。日本の大学院の入学試験問題を作成した経験がある。過去問を見ると、ほとんどすべて英文和訳問題であった。「これでは、英語の試験ではなく、日本語試験なのではないか？」と疑問に思い、TOEFLをまねた試験問題を作成したが、異例のことだった。

「一体、英語の入試が必要なのか？語学検定の結果をもって入試に換えることができないのか？」と教授会で議論したが、伝統を変更することは不可能であった。埒があかないので、「日本の大学の改革は不可能？」と、それ以上の論議をあきらめた。

日本の大学の英語教員と何度も論議したことがある。

だが、このような「日本的な英語教育は正しい」とする教員が多数いる

63 非英語国である「北欧型」諸国が無償公立IBDISを整備してきていることについては、最近のIB研究でも、十分に明らかにされていない。前掲相良ほか『国際バカロレア』参照。

ことがわかった。小学校に英語教育を導入することにさえ反対する教員が少なくない。

幼児期からの、耳と口で学び始める早期のバイリンガル教育は誰にでもできることは、経験上明らかなのだが、悪いことに、多くの日本の大学教員は、IBDISの存在を知らない。「バイリンガル教育は、日本人としてのアイデンティティを壊し、日本語習得が不十分になる。言語教育として有害である」と固く信じている大学の英語教員も少なくない。

韓国では、1997年金泳三大統領が、小学校（3年生）に英語授業の導入を決断し、断行された⁶⁴。韓国より14年遅れで、2011年から小学校（5年生）に英語教育が導入されることになったが⁶⁵、何よりも困難があるのは、英語で授業をすすめることができる教員が少ないことである⁶⁶。英語教員は、上記のような日本の英語教育を受けてきた。だから、同じ問題を持つ韓国と日本で、『英語は絶対勉強するな』という本⁶⁷がベストセラーになるという現象が起きている。

筆者は、「誰でもバイリンガル教育を受ける権利がある」と信じている。

64 河合忠仁「第1編第1章 韓国」大谷泰照[ほか]編著『世界の外国語教育政策・日本の外国語教育の再構築にむけて』東信堂、2004、5-43頁。韓国の教員養成に関する本研究成果は、日本でも十分に参考にする必要がある。

65 文部科学省『新学習指導要領・生きる力保護者用パンフレット（平成22年作成）』『学校・家庭・地域が力をあわせ、社会全体で、子どもたちの「生きる力」をはぐくむために～新学習指導要領 スタート～』には、「外国語教育を充実します」として、5年生、6年生に秀時間の英語の授業を新設して、「生きる力」を育てるという新政策を2011年から実施することが報告されている。

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/pamphlet/1297332.htm 2011年5月14日閲覧。

66 武久文代「第2編第2章「先進国」から見た日本の外国語教育——早期外国語教育を考える——」前掲大谷他編著『世界の外国語教育政策』、483-493頁。

67 鄭讃容著・金淳鎬訳『英語は絶対勉強するな』サンマーク出版、2001年。同書原著は、韓国で出版されたが、ベストセラーになった。韓国でも、日本と同じ訳読中心の授業がなされているので、日本と同じ教育方法の誤りがあり、その反省がなされつつあるようである。日本の植民地支配当時の外国語教育の伝統がまだ生きているのであろうか。

だが、日本では語学教育の問題点について、専門家の間で延々と論議が続いている⁶⁸。この趨勢を見ると、これまでの教育方法を改めて、バイリンガル教育に切り替える政治決断がなされることは、当面考えられない。現状では、日本語による英語の授業をやめ、幼児からのバイリンガル教育に切り替えることは、日本では困難なことだろう。「百年河清を俟つ」ことになろう。

その結果、日本では、バイリンガル教育は、少数の「エリート教育」にとどめられてしまうことになる。その結果、一部の「特権階級」を生む結果となる。全体としては、英語力が不自由なままにとどまる結果、世界の流れから大きく立ち遅れて⁶⁹、日本は経済的にも沈み込んでゆく結果となってしまったのである。このまま放置すれば、悪循環を止めることはできないだろう。

問題は、これを実現する政治的な決断ができるかどうかである。日本では、それが最も困難な壁になるだろう。100年経ってしまっただけは遅い。今、政治的な決断をし、バイリンガル教育への改革を進める準備を始める必要がある。今準備を始めれば、100年後には、「北欧型」諸国に追いつくことが可能になるだろう。

68 世界の外国語教育についての日本人研究者による研究成果は、日本のこの分野の専門家の関心と研究水準を示すものとして、興味深い。前掲大谷他編著『世界の外国語教育政策』にはかなり重要な指摘がある。とりわけ、大谷泰照「第2編第1章 国際的に見た日本の異言語教育」は、日本の教育、なかでも語学教育がなぜ後進的なかのポイントを的確に捉えて批判している。問題は、その欠陥をどう克服するかであろう。

69 前掲大谷他編著『世界の外国語教育政策』は、最近の世界のIBDISの爆発的な発展の状況、日本教育法制度による日本籍の子どもに対する「非1条校」IBDISのバイリンガル教育の禁止によって親の学校選択権が侵害されていることが及ぼす影響など日本の法制度が持つ重大な問題点には研究が及んでいない。立ち遅れた日本の外国語教育に関する鋭い視点をもって世界的な比較研究を行なってきただけに、残念でならない。

Ⅳ-3-3-3. 100年後の教育を実現するプロセス

それでは、どのようなプロセスを経て、100年後に新しい教育の完成を見ることが可能になるであろうか。

筆者は、フィンランド・モデルから学ぶことによって、以下のプロセスを提案したい。

第1に、2020年までに、憲法98条2項の定めるように国際法、とりわけ世界人権宣言以下の国際人権法を遵守し、外国籍の子どもの差別をやめ、日本籍の子どもの人権をも同様に保障する政策を採用することが肝要である。

その教育は、真実を尊重しなければならない。

フィンランド憲法16条が定めるように、以下の教育の権利を保障すること。

「なびとも、無償の基礎教育を受ける権利がある。教育を受ける義務に関する規定は法律によって定められる。

公共当局は、法律によってより詳細に規定するように、何人に対しても、能力及び特別のニーズに応じて他の教育サービスを受ける平等の機会並びに経済的困難によって妨げられずに自らを発展させる機会を保障するものとする。

科学、芸術及び高等教育の自由は保障される。」

第2に、IBDISを「公立」学校として多数設置し、その教育は「無償」とする。

上記のように、フィンランド・モデルを導入し、「何人に対しても、能力及び特別のニーズに応じて他の教育サービスを受ける平等の機会並びに経済的困難によって妨げられずに自らを発展させる機会を保障する」という立法をする。だから、国には、「経済的困難」のある者にも公立IBDIS

のバイリンガル教育についても「平等の機会」を与える責務がある。

貧しくても、国籍が異なる子どもたちもともに学び、世界の共通語としての英語と母語をともに学ぶことによって、バイリンガルの教育を達成する。それを目標に、今から研究を開始し、準備を始める。

前提条件 これまでの日本の英語教育の観念を捨てる。

これまでの英語教育から、バイリンガル教育に転換する。

問題は、教員養成である。

第1段階は、2020年までに「公立」IBDIS設置に向けた準備を行なう。

フィンランド等「北欧型」IBDISの教員養成の方法を研究し、新しい教員の養成方法を作り出す準備を開始する。

英語教員の英語力をTOEFL550点という低いレベルに留める発想を捨てる⁷⁰ことが最重点課題となる。

あらゆる科目について、バイリンガルの能力を持つ教員を養成し続けるスピードが、その後の公立IBDIS設置のスピードを決めることになるので、教員の語学力は、バイリンガルを目標にする必要がある。最初は、少数のバイリンガル教員しか得られないかもしれないが、一旦公立IBDISの創設に成功すれば、その卒業生を教員に採用することで、さらに多くの公立IBDISの増設が可能になるであろう。

教員のための環境整備：一人1台のモバイルコンピューターを教員と教員養成機関の学生に与える。

教員のための教材整備：コンテンツの開発を研究する。

①IBDISの授業を活用する。

70 これは、途中経過のステップとしては必要かもしれないが、最低600点でも足りない。ただし、最低レベルを決めるのではなく、最高レベルの目標として、「バイリンガル」の能力を目標とすべきである。ただし、教員全員が、ただちにバイリンガルとなることは想定する必要はない。これは、やがては達成されるはずの努力目標である。

②英語圏のビデオなどを字幕抜きで活用し、インターネットを経由して広く配信する。

現在の英語教員も英語による授業ができるバイリンガルの教員となるように長期的に生涯教育の機会を保障する⁷¹。

すべての教科について、バイリンガル教育を可能にする教員の養成を目標にする。

IBDISでの実習を活用し、卒業生を教員に採用する方法をとれば、長期的にはバイリンガルの教員を養成することは可能になるのではないかと。

これらの教員のなかから、バイリンガル能力を獲得した教員を、後述の公立IBDISの教員として採用する。

第2段階は、2020年に実験的な公立IBDISを創設する。

2020年には、IBDISモデル公立校（小、中、高の一貫校）を、各都道府県に最低でも各1校創設する。

少子化が進み、2020年には、公立校でも1クラス20名程度（現在のIBDISのクラスサイズの標準定員）に近いクラスサイズを実現できるようになる。

子どもの教育環境の整備：全国の公立学校生徒に一人1台のモバイルコンピューターを与える（2020年に開始する）⁷²。

各都道府県所在の教員養成機関との連携を図る。

すべての教科についてバイリンガル教員を継続的に養成するために、努力を継続する。

第3段階は、2030年までに、公立IBDISの着実な増設を継続するシステ

71 最低4000時間程度は英語環境に没れるような機会（IBDISの授業に参加するだけでなく、インターネットを通じた英語環境を活用する）を保障する。

72 前掲孫正義講演参照。

ムを創設する。

第2段階のIBDISモデル公立校を活用した教員養成大学の改革を進める。

第4段階は、2030年以降、公立IBDIS卒業生の中から選抜し、大量のバイリンガル教員の養成を図る。

モデル校の卒業生の職業選択の自由があるので、全員を公立IBDISの教員として採用することはできないが、相当数の卒業生が教員を希望するようになることを期待する。

希望者全員を入学させることができるように、漸進的に公立IBDISを増設し続ける。

全国の公立学校のためにバイリンガル教員を養成し続ける。

第5段階は、すべての公立校でバイリンガル教育を実現する。

これは、100年後の2110年ごろに実現する。

第3に、人類の後継者を養成する国際教育を保障する。

これは、世界人権宣言と国際人権法の定めに従うことで可能になる。

このような教育の貢献により、100年後には、偏狭なナショナリズムを克服することができることを期待する。

日本は、近隣諸国の人々のみならず、世界中の諸国民とともに連帯の精神に基づいて、友好的な関係を発展させ、平和と繁栄を享受することができる。

このことにより、アジアはもとより、世界で、人類が平和に暮らせるようになることを期待する。